

千葉県南房総市
史跡里見氏城跡岡本城跡
保存活用計画書

令和元年 12 月

南房総市教育委員会

千葉県南房総市
史跡里見氏城跡岡本城跡
保存活用計画書

令和元年 12 月

南房総市教育委員会

序 文

南房総市は、房総半島南部に位置する面積 230.12 km²、人口約 3.8 万人の市です。市域の北側には県下最高峰の愛宕山（標高 408m）をはじめ、御殿山（標高 364m）、富山（標高 349m）そして伊予ヶ岳（標高 336m）などの緑濃い山々が連なり、他の三方は東京湾と太平洋に面しています。

里見氏城跡岡本城跡は、房総半島南部における中世山城の構造上の特徴が残されていることなどから、平成 24 年に館山市の稲村城跡と共に里見氏城跡として国の史跡に指定されました。この史跡を長期にわたって適切に保存・活用していくため、平成 26 年度から学識経験者や地元市民代表で構成された保存管理計画策定委員会を設置し、貴重な御意見と御指導をいただきながら、本計画書を刊行するに至りました。本計画は、史跡を適切に保存し、多くの方々にその価値を周知していくために実施する整備事業の方針を定めたものです。

今後は本計画に基づき、土地所有者の方々の御理解と御協力をいただきながら、また市民の皆様との協働により保存整備事業を行って参りたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり関係各位に多大な御協力をいただきましたことを、ここに記して深く感謝申し上げます。

令和元年 12 月

南房総市教育委員会
教育長 三 幣 貞 夫

例 言

- 1 本書は、千葉県南房総市富浦町豊岡・原岡みなみぼうそうし とみうらちょう とよおか ほらおかに所在する「国指定史跡 里見氏城跡岡本城跡」の保存活用計画書である。
- 2 本保存活用計画書は、平成 26 年度に設置した史跡里見氏城跡岡本城跡保存管理計画策定委員会（梶山林繼委員長）における 6 か年の審議をまとめ、南房総市教育委員会が編集・発行するものである。
- 3 本事業の事務は、南房総市教育委員会生涯学習課社会教育係が担当した。
- 4 本事業の実施及び本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、千葉県教育庁教育振興部文化財課、そして館山市より指導・助言をいただいた。また多くの関係各位に御指導並びに御協力をいただいた。ここに記して謝意を表する。

凡 例

- 1 本書で使用している機関・団体名及び組織名については、令和元年度現在のものがある。
- 2 本書に掲載した図版のスケール・方位・凡例は必要に応じて各図に示した。

史跡里見氏城跡岡本城跡保存活用計画書 目 次

第1章 計画策定の目的・沿革	1
第1節 計画策定の目的	
第2節 計画策定の沿革	
第3節 委員会の設置・経緯	
第4節 計画・他の法令等との関係	
第5節 計画の実施	
第2章 史跡等の概要	8
第1節 史跡里見氏城跡岡本城跡の概要	
第2節 指定に至る経緯	
第3節 指定の状況	
第4節 史跡周辺の調査成果	
第3章 史跡の本質的価値	30
第1節 史跡の本質的価値	
第2節 既調査成果	
第3節 史跡を構成する諸要素	
第4章 史跡の現状・課題	60
第1節 保存管理の現状・課題	
第2節 活用の現状・課題	
第3節 整備の現状・課題	
第4節 運営・体制の現状・課題	
第5章 大綱・基本方針	65
第1節 大綱	
第2節 基本方針	
第6章 史跡の保存管理	66
第1節 保存管理の方向性	
第2節 保存管理の方法	
第7章 史跡の活用	75
第1節 活用の方向性	
第2節 活用の方法	
第8章 史跡の整備	81
第1節 整備の方向性	
第2節 整備の方法	
第3節 整備の方針	
第9章 史跡の運営・体制	86
第1節 運営・体制の方向性	
第2節 運営・体制の方法	

第10章	施策の実施計画の策定・実施	88
第1節	計画期間	
第2節	実施すべき施策	
第3節	保存活用計画の見直し	
第11章	経過観察	90

第1章 計画策定の目的・沿革

第1節 計画策定の目的

岡本城跡おかもとじょうあとは、中世に房総半島南部を治めた戦国大名里見氏さとみの城跡である。里見氏は、当主が代わると、拠点である本城を替えることが特徴だが、岡本城は、里見義頼さとみ よしよりが当主であった時に本城に位置づけられた城郭である。房総半島南部の戦国時代末期の城郭としては、大規模で、かつ、凝灰岩質の岩盤を巧みに利用した遺構が数多くみられ、複雑な構造となっている。また、港を取り込んだ構造をとっており、海城としての性格も窺える。

房総半島における中世山城の特徴が良好に残され、政治・軍事情勢の変遷を知るうえで重要な遺跡であるとされ、館山市たてやましに所在する稲村城跡いなむらじょうあとと併せて平成24年1月24日に国の史跡に指定された。

貴重な市民の財産である史跡として、今後将来にわたって適切に保存していきながら、史跡が持つ価値を地元住民のみならず広く周知し、活用していくことが課題である。

本計画は、史跡里見氏城跡岡本城跡の史跡保護のために、保存管理・活用・整備の基本方針を定めることを目的に策定するものである。

第2節 計画策定の沿革

本市では、国史跡の指定を受けて、保存管理計画の策定を行うこととした。このため平成26年度に委員会を設置し、保存管理に関する計画の検討を開始した。しかし、平成27年3月に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』を受けて、保存管理の方針に加えて、活用及び整備に関する方針を盛り込んだ計画の策定を行うことを委員会で確認し、平成28年度から保存活用計画の策定を目指した。



写真1 史跡里見氏城跡岡本城跡遠景

第3節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

保存活用計画の策定にあたっては、各専門分野の学識経験者及び地元市民代表で構成した保存管理計画策定委員会を設置し、検討を行った。また、文化庁文化財第二課並びに千葉県教育庁教育振興部文化財課、そして国史跡里見氏城跡稲村城跡を有する館山市をオブザーバーとして迎え、指導・助言を得た。

第1-1表 史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会構成委員

役職	氏名	専門分野	所属
委員長	梶山 林繼	考古学	國學院大學名誉教授
副委員長	赤坂 信	造園学	千葉大学名誉教授（平成28年度～） 千葉大学教授（～平成27年度） 千葉県文化財保護審議会副会長（～平成27年度）
委員	生稻 謹爾	郷土史	南房総市文化財審議会会長
委員	柴田 龍司	考古学	千葉県教育振興財団元職員
委員	小島 孝夫	民俗学	成城大学教授 南房総市文化財審議会委員
委員	笹生 衛	考古学	國學院大學教授 千葉県文化財保護審議会委員
委員	鳴釜 好男	市民代表	豊岡区長（令和元年度） ※令和元年度委員
委員	岡崎 靖	市民代表	原岡区長（令和元年度） ※令和元年度委員
委員	出口 和夫	市民代表	豊岡区長（平成29・30年度） ※平成29・30年度委員
委員	酒井 和夫	市民代表	原岡区長（平成29・30年度） ※平成29・30年度委員
委員	出口 修一	市民代表	豊岡区長（平成27・28年度） ※平成27・28年度委員
委員	吉川 進	市民代表	原岡区長（平成27・28年度） ※平成27・28年度委員

第1-2表 史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会オブザーバー

所属	氏名	役職
文化庁	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課調査官（～平成30年3月） 文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官（平成30年4月～9月） 文化庁文化財第二課主任文化財調査官（平成30年10月～）
千葉県	神野 信	千葉県教育庁教育振興部文化財課主任上席文化財主事（平成27・28年度 役職は当時）
	吉野 健一	千葉県教育庁教育振興部文化財課主任上席文化財主事（平成29年度～）
	速水 成美	千葉県教育庁教育振興部文化財課文化財主事（平成31年度～）
館山市	岡田 晃司	館山市立博物館 副参事兼学芸係長（～平成29年度） 主任学芸員（平成30年度～）
	山村 恭子	館山市教育委員会生涯学習課学芸員（～平成27年度） 主任学芸員（平成28年度～）

2 委員会における検討の経緯

委員会については、平成 26 年度から審議を開始し、全 10 回開催した。

第 2 表 史跡里見氏城跡岡本城跡保存管理計画策定委員会開催概要

開催日	開催場所	内 容
平成27年 3 月 27 日	南房総市役所丸山分庁舎	保存管理計画の内容について
平成27年10月 1 日	南房総市役所丸山分庁舎	委員長・副委員長の選出 史跡の現状と今後の計画について
平成28年 3 月 1 日	南房総市役所本庁舎	現地視察
平成28年10月21日	南房総市丸山公民館	過去の調査で出土した遺物の検討 保存管理計画から保存活用計画への変更について
平成29年 2 月 27 日	南房総市役所本庁舎	保存活用計画事務局案について 普及啓発事業について
平成29年11月27日	南房総市役所本庁舎	保存活用計画事務局案について 普及啓発事業について 史跡隣接地の確認調査実施結果 についての報告
平成30年 6 月 4 日	南房総市役所本庁舎	保存活用計画事務局案について 今年度事業について
平成30年 8 月 29 日	南房総市丸山公民館	保存活用計画事務局案について
平成30年11月26日	南房総市丸山公民館	保存活用計画事務局案について
平成31年 3 月 4 日	南房総市役所丸山分庁舎	保存活用計画事務局案について



写真 2 史跡里見氏城跡岡本城跡保存管理計画策定委員会開催風景

南房総市史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会規則

平成 26 年 7 月 4 日
教育委員会規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南房総市附属機関設置条例(平成 26 年南房総市条例第 1 号)に基づき設置された史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定に関する事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

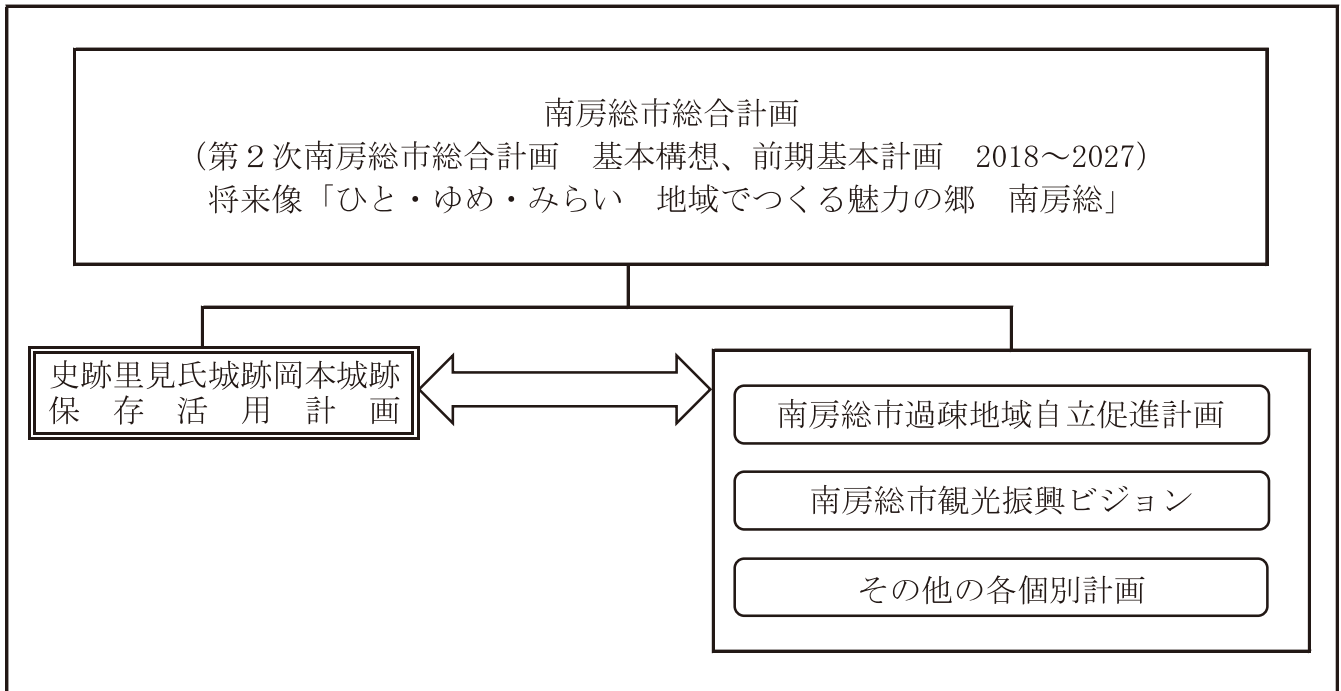
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第4節 計画・他の法令等との関係

1 南房総市における本計画の位置

本計画の上位計画と、関連する主な個別計画は、下図のとおりである。



第1図 本市における保存管理計画の位置づけ

<南房総市総合計画>

第3章 豊かな学びと文化の南房総（教育・文化・スポーツ）

3-5 文化振興と地域文化の継承

【主要な取組】

(1) 歴史資料の保存と活用

平成24年1月に国史跡に指定された里見氏城跡の岡本城跡整備については、保存活用計画および整備計画を策定し、整備を促進します。

<南房総市過疎地域自立促進計画>

8 地域文化の振興等

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分 7 地域文化振興等

事業名 (1) 地域文化振興施設等その他

事業内容 里見氏関連史跡整備事業

<南房総市観光振興ビジョン>

第2章 観光を取り巻く状況

3 本市の観光の現状と課題

○歴史遺跡

「南総里見八犬伝」で知られる戦国大名「里見氏」。数々の歴史が語り継がれ、各地区に文化財として残っています。

2 関係法令等

関係法令は下記のとおりである。

○文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

- ・史跡指定地を除く周知の埋蔵文化財包蔵地では、＜第92条～第99条＞に規定された取扱いを行う。
- ・指定・管理・復旧については＜第109条～第131条＞に規定されている。
- ・現状変更については、＜第125条＞に規定されている。
- ・権限移譲事務については、＜第184条＞に規定されている。

○文化財保護法施行令（昭和50年9月9日政令第267号）

- ・現状変更については、＜第5条第4項第1号＞に規定されている。

他にも

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

などにも史跡の保存管理について規定されている。

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）

- ・農業振興地域として指定された地域＜第6条＞は、開発行為が制限される。
＜第15条の2＞

南房総市農業振興地域整備計画が策定されている。史跡指定地の一部が農地である。

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（平成12年5月8日法律第57号）

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域が指定される。＜第7条＞

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）

- ・崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、行為を制限する必要がある土地の区域が指定される。＜第3条＞
- ・区域内においては水の放流、停滞、その他水のしん透を助長する行為を始めとする行為が制限される。＜第7条＞

史跡指定地の一部が土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊区域に指定されている。

○災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

- ・市町村で地域防災計画を作成することとされている。＜第42条＞

南房総市地域防災計画が策定されている。史跡指定地の一部が、一時避難場所に指定されている。

第5節 計画の実施

本計画は、令和元年12月1日をもって実施する。本計画で定めた基本方針及び方向性を基に、史跡の保存管理・活用・整備を実施していく。土地所有者をはじめとした地元住民及び関係機関に、説明会や個別説明などを行い、計画の周知に努めるものとする。具体的な実施にあたっては、土地所有者の協力と理解を得ながら実施していく。併せて文化庁・千葉県の指導・助言を得ながら事業を実施し、史跡の保護に努めていく。



※諸説あるが、イメージ図として掲載している。

第2図 岡本城イメージ鳥瞰図

第2章 史跡等の概要

第1節 史跡里見氏城跡岡本城跡の概要

1 史跡里見氏城跡岡本城跡の歴史的概要

①里見氏居城以前

「岡本」の名称が史料上で初めて確認できるのは、大永年間末から享禄年間（1520年代後半から30年頃）に里見義豊が中里中務少輔へ宛てた里見義豊書状（「上野家文書」）である。書状には「岡本」「舟揺」とあり、これは「岡本」が攻撃されたことを表している。「岡本」は、地名としての岡本（＝岡本城）もしくは在地名を名乗っていた岡本氏一族と考えられる。このことから岡本城は、16世紀前半には築城されていて、当初は在地一族岡本氏の城だった可能性がある。

②里見氏の居城として

江戸時代の軍学書『管窺武鑑』には里見義頼が岡本城に入ると、岡本随縁齋安泰が、「房州せんたい」に城を構えて移ったとある。慶長11年（1606）の『里見分限帳』では安泰の子である岡本左京亮（頼元）が、北郡千代村に百石の所領を得ている。詳細な時期は不明だが、岡本氏が別の場所へ移り、里見氏が岡本城を居城としたことの反映と考えられる。

永禄年間初頭（1550年代末）の正木時茂奉里見義弘制札に、「岡本之番衆」とあり、16世紀中頃には、岡本城が対後北条氏の拠点だったといえる（「安房妙本寺文書」）。

里見氏の本城として機能したのは、天正年間（1580年代）に入り、義頼が当主となってからである。元亀年間（1570～1573）から岡本城は、佐貫城に居た里見義弘の後継者である義頼の居城として、安房を治める役割を担っていた。そして、天正6年（1578）に義弘の死去後、義弘の子である梅王丸と義頼の間で家督争いが発生し、天正8年（1580）にこの内乱を制した義頼が、岡本城を本城とした。

③廃城まで

天正18年（1590）の小田原征伐の際に、豊臣秀吉が関東地方の戦国大名の勢力を調査した、『関東八州諸城覚書』（「毛利家文書」）に、「岡本 里見義安（康）左馬頭居城」とあることから、本城として機能していた年代が史料から裏付けられる。

天正17年（1589）10月に鶴谷八幡宮へ奉納された岡本安泰の祈願文が、那古寺に残されている。この中で岡本城の在番衆の一人だった岡本頼元が、火災で城を炎上させてしまったとあり、火災を一因として本城を移転させたとも考えられている。さらには、より大きな港として利用できる館山湾に面した新たな城を求めていたようであり、天正19年（1591）に本城を館山城へ移した。

2 中世南関東における里見氏

室町時代に鎌倉公方足利氏と関東管領上杉氏の争いとして、享徳の乱（1455～1482）が発生した。この時期の安房には足利氏の所領が各地に存在し、家臣である築田氏などが、真名倉郷・伊戸村・白間戸村・久保郷など湊のある土地を所領としていた。しかし、上杉氏の家臣である木曾氏が安房に入ってくるなど、在地武士との間に軍事的な緊張が生じていた。これは東京湾（註1）の制海権を巡って、安房支配を争奪するためである。こうした

地理的・時代的背景の中で、この地に足利氏方として入部した里見義実が、安房における里見氏の始まりであり、海に面した白浜城の奪取が手始めとなった。城だけではなく、周辺に菩提寺である杖珠院を建立し、湊である白浜の地域支配を深めていった。

二代目といわれている成義は、現在までの研究において系図上に当てはめることができない人物である。

義通と義豊の時代になると、稲村城を本拠地とした。房総半島南端にある白浜城から内陸の稲村城に移り、安房広域支配の拠点を築いたことが窺える。一方、支配を広げるなか天文2年（1533）に義豊が、家臣である正木通綱と叔父の実堯を稲村城において誅殺するという里見氏内部の内乱が発生した。実堯の子義堯は、上総に逃れ武田信隆の居城、造海城で後北条氏に支援を求めた。義豊は後北条氏との戦いの中で、武田恕鑑に支援を得て、翌天文3年（1534）に反撃を開始したが、犬掛周辺での戦いで敗れた。この天文の内訌とよばれる内乱で里見氏の傍流へと政権が移り、併せて義堯の家臣である正木氏などが台頭するなど家臣団の再編にも繋がった。

この天文の内訌を境に、義実から義豊の系統を前期里見氏、義堯からの系統を後期里見氏と区別する。

享徳の乱に続いて起きた上杉氏の内乱が永正2年（1505）に終わり、古河公方足利氏と関東管領上杉氏の体制に回復するはずだったが、相模の北条早雲が勢力の拡大を始めていた。後北条氏は、足利高氏（のち高基）と結びつき、当主である古河公方足利政氏と対立した。このことから、公方家での内乱が起きた。続いて永正15年（1518）になると、高基の弟小弓公方足利義明は、真里谷武田氏の要請で小弓城に入ったが、義通もその勢力下に加わった。戦いは広がりを見せ、大永4年（1524）には扇谷上杉氏が拠点としていた江戸城を北条氏綱が攻略し、古河公方・後北条氏と小弓公方・上杉氏という対立が起きる。この一連の戦いの中で小弓公方方の里見氏は、大永6年（1526）に江戸城下の品川を攻撃する。これが里見氏と後北条氏の初めて水軍を用いた戦いとなった。

天文7年（1538）には小弓公方義明と北条氏綱の戦いが国府台で起きた。この戦いは、第一次国府台合戦と呼ばれている。この時義堯は前線におらず、合戦後に戦死した義明の子頼淳を保護することで、小弓公方の家臣達を基盤にして久留里や上総へ勢力を拡大させていった。しかし、支配は安泰ではなく、徐々に後北条氏の勢力が迫ってきた。天文年間後半になると、後北条氏が、妙本寺や久留里へと侵攻を始めた。こうした状況から、永禄年間初めに義堯は、越後を領国とする長尾景虎（のち上杉謙信）へ支援を要請する。北関東の諸大名からも要請を受けた景虎は、関東へ出陣し、後北条氏の領土へ侵攻した。義堯は、この最中に小弓城を攻略し、一時は下総まで勢力を拡大させた。永禄6年（1563）に再び景虎が、関東へ侵攻した際、支援するため義弘は国府台へ出陣したが、敗れて多くの兵を失い、上総へ後退した。これが第二次国府台合戦と呼ばれる戦いである。里見氏を追撃する後北条氏は、久留里城や佐貫城を攻略した。再度永禄8年（1565）に景虎に支援の要請を出し、景虎がこれに応え、後北条氏の領地へ侵攻した。そして、永禄10年（1567）に三船山合戦で後北条氏を破った義弘は、西上総を回復した。

しかし、天正年間に入ると、後北条氏の勢力は拡大していき、房総へ再侵攻してきた。

佐貫城を居城とした義弘は、北条氏政と和議を結び、領国支配の強化を目指していくよう方針転換した。子である義頼を岡本城に置き、安房での支配を執り行わせていた。その義頼の正室に氏政の娘を迎え、後北条氏との関係を保った。

義弘の死後、義頼は義弘と足利氏の娘との間にできた梅王丸と後継者争いとなったが、これに勝利した。

義頼の跡を継いだ義康よしやすは、天正 10 年代には豊臣秀吉と音信を通じていた。そのため天正 18 年（1590）の豊臣秀吉による小田原征伐では豊臣方について参戦した。しかし、途中で惣無事令違反そうぶじれいに問われ、領地を安房一国に滅じられた。

関ヶ原の合戦後、慶長 8 年（1603）に徳川家康とくがわいえやすが将軍となり、江戸幕府えど ぼくふを開いた。忠義ただよしは、徳川家康の側近大久保忠隣おおくぼ ただちかの孫娘を妻に迎え、人脈を広げていくが、慶長 19 年（1614）に、幕府内の権力闘争に敗れた大久保忠隣おおくぼ ただちかの失脚に連座して、当初常陸国鹿島ひたちのくに かしま、直後伯耆国倉吉ほうきのくに くらよしに国替えを命じられた。居城であった館山城たてやまじょうは引渡しとなり、安房での里見氏の支配は終わりを迎えた。さらに、元和 8 年（1622）に忠義は倉吉げん なで死去し、後継者がいなかったことから里見氏は滅亡した。

註 1) 中世当時「東京」という表記はないが、現代の表記に合わせて「東京湾」と呼称する。



写真 3-1 白浜城跡



写真 3-2 南房総市犬掛
(古戦場跡と伝えられている)

里見義豊書状

○上野家文書

凶徒罷退之由、御切紙唯今未題致披見候、目出存候、并自武州之

書状共被越下候、白浜(里見義通方)申上候、仍先度岡本(南房総市)可致舟揺由被

仰越候間、左衛門佐談合仕、此口之舟お申付、順風相待一兩日

之□□急度申上候間、早々此由可給心得候、恐々謹言、

八月廿八日

義豊(里見) (花押)

中里中務少輔殿

正木時茂奉里見義弘制札

○安房妙本寺文書

制札

右、吉浜妙本寺堂客殿破事、当番之人体、嚴密有警固、下番(南房総市)

可被相渡候、從岡本之番衆共、可被申合候、若破候者、当番

可為越度候、依仰如件、(里見義弘)

七月六日

時茂(正木) (花押)

岡本安泰奉納祝詞

○那古寺文書

オカモトゴホンシヨウエンジヨウノミキリケツパンノシユゴチウヨニ
岡本御本城炎上之砌、闕番衆五十余人、兩年御勘当息

頼元出仕祈年仁

サヅグル 撃下 八幡大菩薩ナラベニ 天満天神 祝言ノリト

(中略)

天正十七年(二五八九) 十月十九日

信心翁敬白

(中略)

老体朝夕唱ハ神名ヲ子孫繁昌ノ念ニ願望シ、令レ安ニ居セ息子頼元

一、勤ツトムル殿内近習ノ役ニ処ニ、国主御殿ニ起ル火難一、依テ夜闕番

ノ過失ニ、被レ召シ上ケ懸命ノ小所一、及ニ親子所ニ從ル饑渴ニ、謹テ誦シ

妙法華經ノ肝文一、祈ニ頼元出仕ノ願一、於ニ仰キ念ス御追善ノ砌ニ、

垂レ神慮擁護ノ利生一、国主和ニ勘当ノ逆鱗一、闕番憐ニ恐怖ノ諸士

一、被レ召シ出タ御善根ノ場一、令レ晴シ兩年心ノ霧ヲ給ヘ、仍再拜如件、

天正十七年 十月廿五日

父老人敬白

関東八州諸城覚書

○毛利家文書

「関東八州城之覚」

関東八州城之覚

(中略)

一 安房 左馬頭居城
岡本 里見義安 (康)

一 安房(勝) 綱輝
かち山 安芸守居城
正木右衛門大夫

一 上総(勝浦)
かつらの城 正木左近大夫居城 (賴忠)

一 上総
一宮ノ城 鶴見甲斐守居城

一 上総(小糸)
こいとの城 里見彈正少弼居城 (義則)

一 房州(金谷)
かなや 真崎淡路守抱

一 上総
つくろふミ 真崎淡路守家城 (ママ)

一 上総(義字)
よしうの城 同左近大夫抱

一 上総
くるりの城 山本越前守 (久留里)

右之九ヶ所、里見左馬頭義安領分、最前より天下へ馳走之者也、
(豊臣秀吉)

安房・上総二ヶ所之主也、

(天正十八年)

関東八州諸城覚書

○毛利家文書

「^(端裏書)関東陣人数付」

関東八州城々ノ覚」

関東八州城之覚

(中略)

一 安房国
さつみの義晴 (康)

一 南房総市
岡本之城

一 勝
かち山之城 (鉦南町)

一 造海
つくろふみの城 (富津市)

一 佐貫
さぬきの城 (富津市)

一 小いと
小いと之城 (君津市)

一 久留里
くるりの城 (君津市)

一 勝浦
かつらの城 (勝浦市)

一 興津
おつ木の城 (勝浦市)

一 小田喜
おたきの城 (大多喜町)

以上 三千キ

(天正十八年)

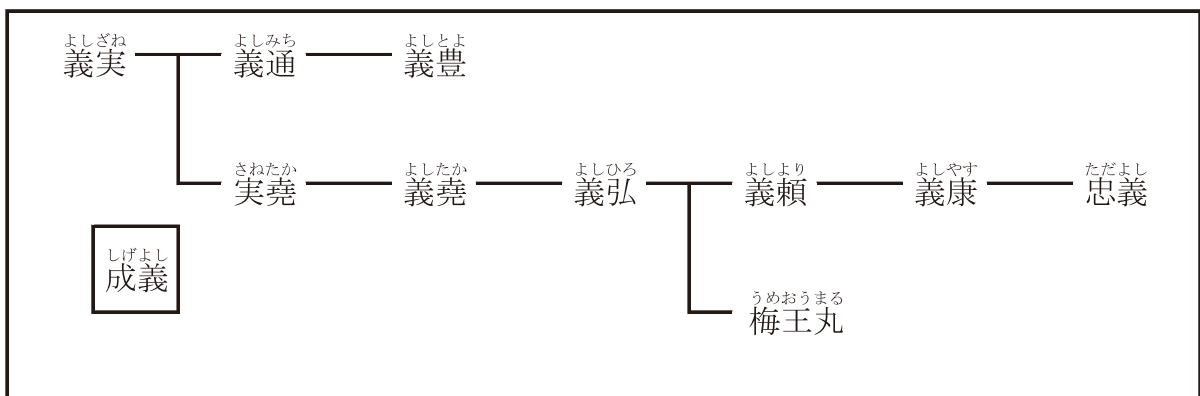
3 東京湾と里見氏

岡本城は、房総半島南部の東京湾に面した丘陵上に位置し、その立地から海城という性格を有していた。岡本城をはじめとして白浜城、^{かなやじょう}金谷城、そして館山城と里見氏は、東京湾に面した場所に多くの城郭を構えた。それは中世の房総を治めるうえで、東京湾を重要視していたためである。

東京湾を隔てて、後北条氏と対立していたこともあり、海は軍事境界としての場と捉えることもできる。しかし、それだけではなく「海上交通と河川交通を介すことで湾内からその奥地にいたる地域間をネットワーク化し、また太平洋海運に直接接続することを合わせて、東国における流通の大動脈として機能」し、「日常的には人と物が行き交う交流の場」（滝川 2007）だった。西国との交易の大動脈であり、安房や相模だけでなく武蔵や常陸そして下総を結んでいた。里見氏が安房へ入部したのも、東京湾の入口で海上拠点の白浜を抑えるためである。こうした背景から海を重要視していたことがわかる。

東京湾を行き来する海上交易の商人は、里見氏など東京湾沿岸の領主に交易の安全保障を依頼した。商人は通行料を貢納し、領主は対価を得る代わりに交易の保護をした。同様に里見氏と後北条氏両軍から海賊行為を受ける恐れがある村は、それぞれに半分ずつ年貢を差し出す^{はんて}半手をし、保護を願い出た。天正年間の房総では17か所の半手湊が確認されている。領主は安全の保障として、東京湾の巡視を水軍に依頼していた。水軍は、平時には商人として交易を行なう人々で、有事の際に領主の依頼で水軍として活躍していた。里見氏の水軍に関する史料はほとんど残されていないが、後北条氏の水軍である梶原氏と山本氏の史料が残されている。

岡本城は、東京湾を挟んだ後北条氏と対峙する海辺の最前線で、水軍の拠点であった。丘陵に囲まれた港を有し、水軍を駆使しており、所領を支配するには適していた。しかし、岡本城の港は自らの経済力を高め、活性化するには小さく、流通拠点としては十分ではなかったようである。そのため大きな港を有し、各方面への交通網が整備できる館山城が次の拠点として選ばれたと推測される。また、里見氏と縁が深い鶴谷八幡宮が港周辺に所在するなど多くの条件が揃っていた。これが本城機能を移した一因といえる。



第3図 里見氏略系図

4 里見氏城跡

前項までのとおり、里見氏は当主が代わると、政治・社会情勢によってその拠点である本城を替えることが大きな特徴である。また、当主とその後継者がそれぞれ別の城郭を拠点とする支配形態も特徴である。そのため本城は白浜城・稲村城・久留里城・佐貫城・岡本城・館山城と替わっていった。また、本城以外にも当市には、滝田城や宮本城など里見氏やその家臣が拠点とした城や砦が点在する。

現在残されている城跡は、戦国大名里見氏はその時々的情勢から、築城あるいは既存の城郭を増築した城であったため、房総半島南部における城郭構造の変遷を捉えることができる。その構造は丘陵の地質を巧みに利用して城を築き、規模を拡大するに従って、単郭構造から複数の曲輪を持つ構造へと複雑化していく。

以下に里見氏の本城となった城郭の概要を記載する。

①白浜城

房総半島における里見氏の初代、義実が居城とした。

房総半島最南端の野島崎から北西約700mに位置する。元禄地震や関東大震災により地盤変動しているため、中世当時と現在の海岸線は異なる。中世当時は、より海に面しており、東京湾の入口を眼下に望む立地条件であった。

東西約1km、南北約400mの範囲の尾根斜面部に、いくつかのまとまりを持った平場を造成しているが、明確な堀切や土塁を持たない。そのためかなり古い形態の城郭といえる。

②稲村城

義通・義豊が居城とした城で、義豊が義堯に攻め滅ぼされた天文の内訌の舞台となった城である。

館山平野中央部南端の丘陵端に位置し、城郭北側を平久里川の支流である滝川が流れるなど水陸交通の結節点に位置している。

東西約460m、南北約350mの規模を有し、丘陵先端部にある主郭を中心とする単郭構造となっている。主郭につながる尾根上の複数の小曲輪から構成される部分と、丘陵基部の斜面平場群で構成される部分に大別される。遺構は堀切、土塁、土橋、そして虎口などがみられる。堀切が小規模で、虎口は古相に位置づけられる。

③久留里城

中世に築かれ、明治4年（1872）に廃城となるまで機能した。里見義堯が城を治めていた時は、西上総支配の拠点であった城である。

山頂部を中心に、東西約1.2km、南北700mの丘陵を削平して、曲輪や堀切を造成している。各曲輪は大型ではないが、城全体の規模が大きい。また、合計34本の堀切や大土塁状に尾根を削り込むなど房総半島南部の山城を代表する遺構が、数多く確認できる。

④佐貫城

中世初期は真里谷武田氏が治めたが、その後里見氏の居城となった。

城下は、上総と安房を結んでいる「房総往還」が通る交通の要衝である。そのため上総における勢力争いの中で、度々後北条氏との戦いの場ともなった。

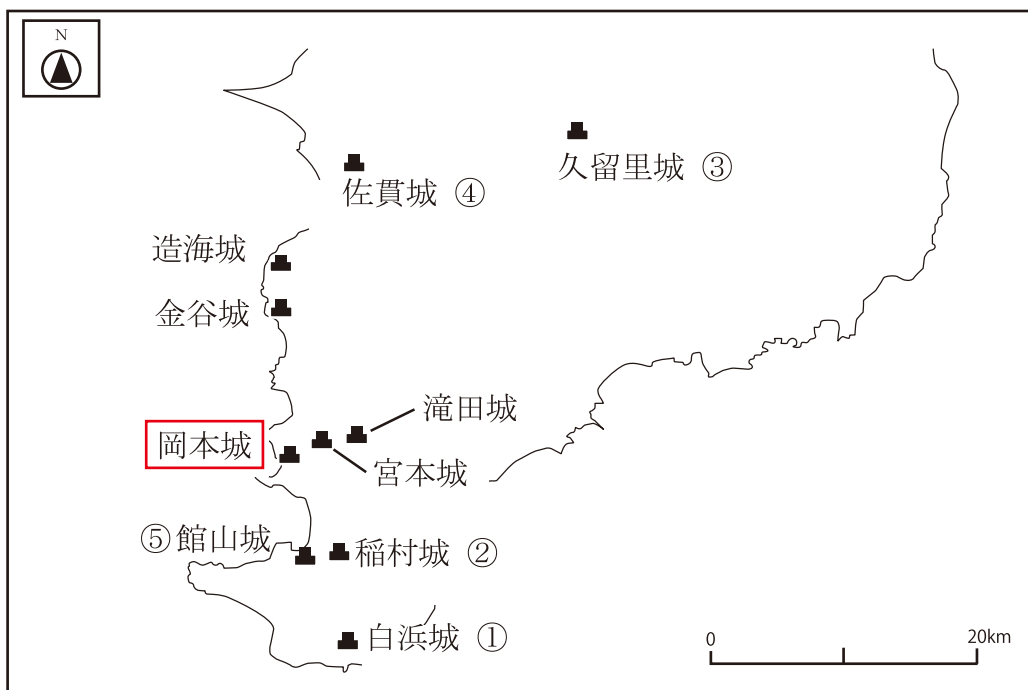
二条の河川に守られた平地面に立地し、低い丘陵基部にほとんどの曲輪が築かれている。その背後の丘陵が瘦せ尾根であるので、尾根を更に削り込んでそそり立たせ、深い堀を掘り込み、堀底から帯曲輪おびぐるわを設けることで、主な曲輪を保護する構造が東側を中心に、広大な城域のほぼ全面に見受けられる。

⑤館山城

天正10年（1582）前後に発給された里見義頼書状で確認できるため、当時は岡本城の支城の一つとして機能していたと想定される。天正19年（1591）に義康が居城した。

第二次世界大戦中の昭和10年代には、山頂一帯に対空防衛陣地が築かれ、その整備と戦後の撤去の過程で改変が激しい。

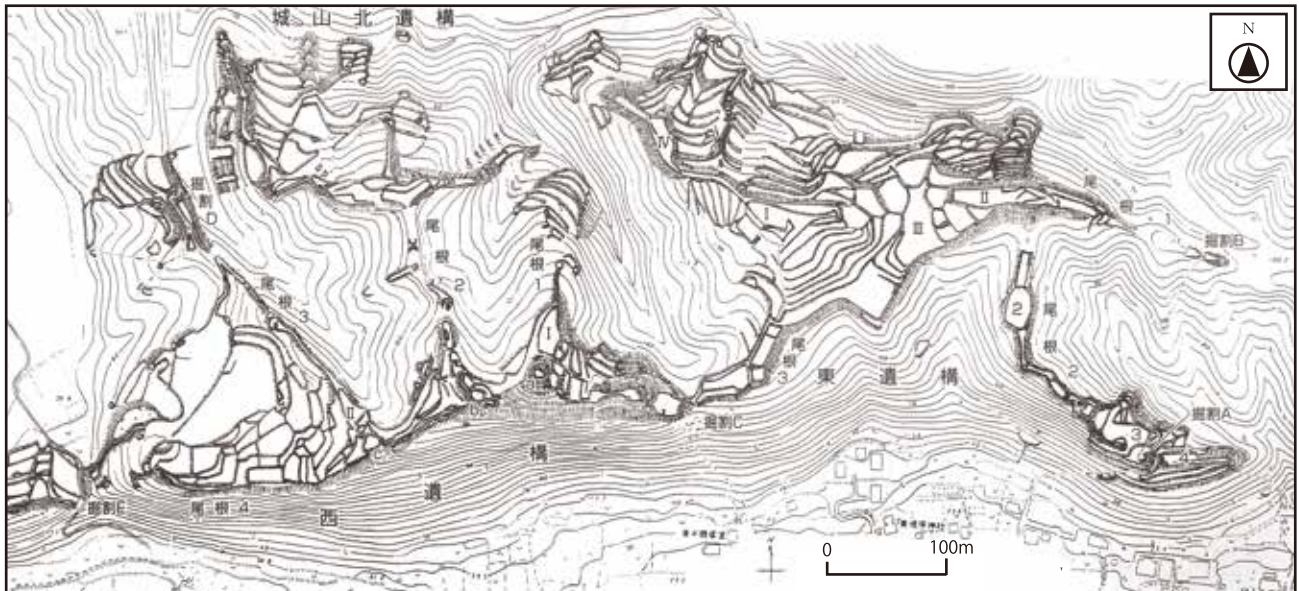
山頂西側の通称「千畳敷」せんじょうじきが本丸に相当する。発掘調査では、「高い部分を削り、斜面を埋め立て」たことが確認された。近世初頭まで機能した城であり、外郭部を取り巻く通称鹿島堀かしまぼりとよばれる堀が特徴的である。二の丸とされている「御厩」おうまやからは柱穴が検出され、陶磁器が出土している。



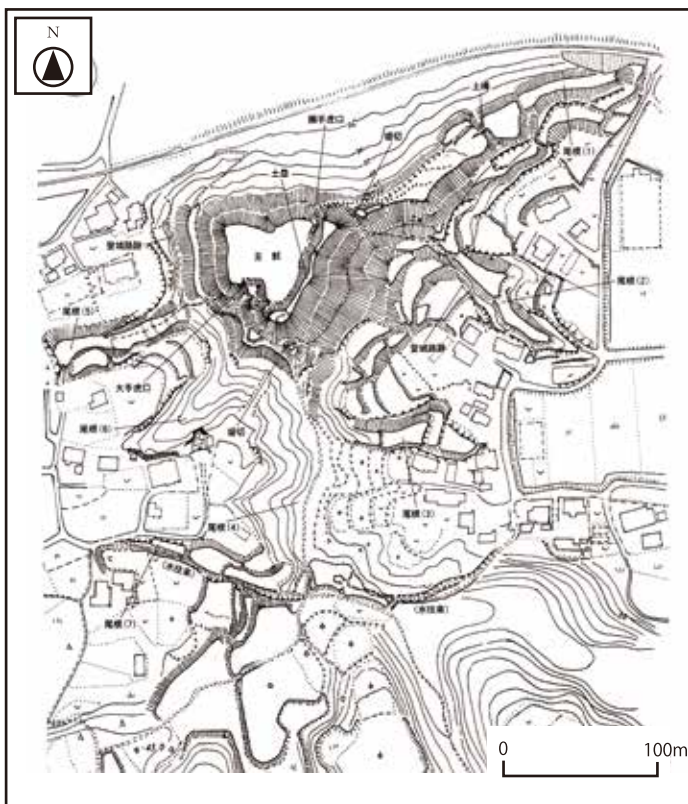
第4図 里見氏城跡位置図

第3表 里見氏城跡の本城機能の変遷

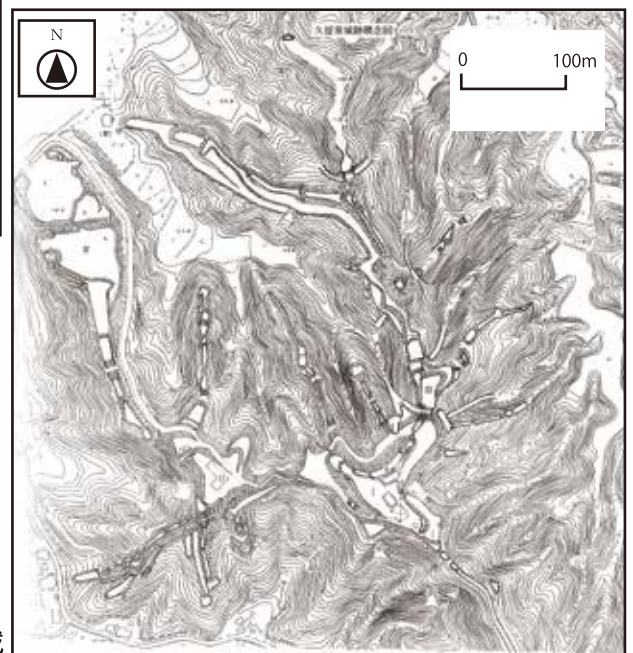
城	所在地	城主	在城時期
白浜城	南房総市白浜町白浜	義実	15世紀中頃
稲村城	館山市稲	義通 義豊	15世紀中頃
久留里城	君津市久留里	義堯 義弘	天文年間～天正初期
佐貫城	富津市佐貫	義弘 梅王丸	永禄年間～天正前半
岡本城	南房総市富浦町豊岡・原岡	義頼 義康	天正前半～天正19年（1591）
館山城	館山市館山	義康 忠義	天正19年（1591）～慶長19年（1614）



白浜城



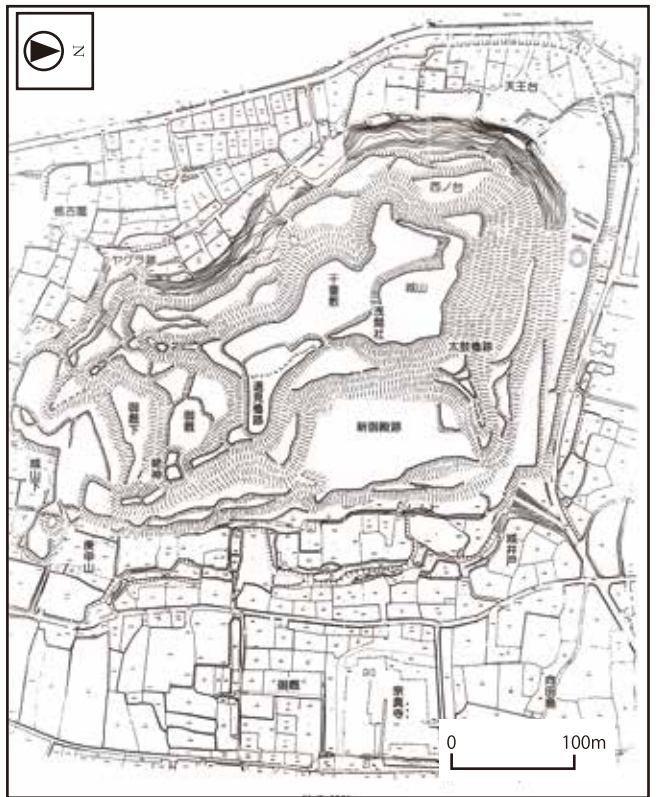
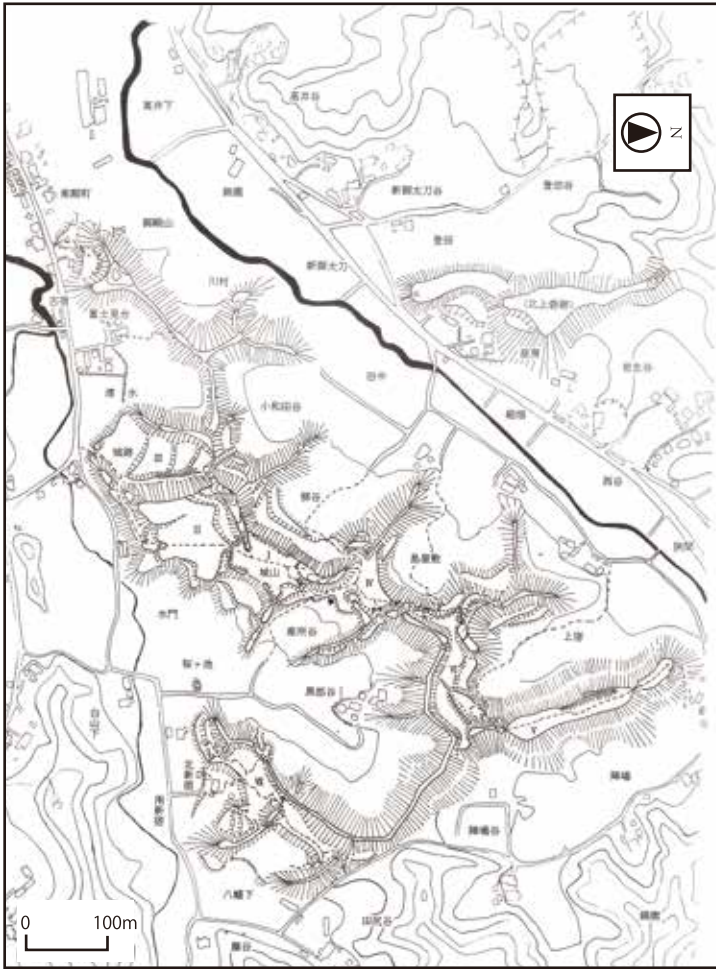
稲村城



久留里城

第5-1図 各城郭の縄張り図

※縮尺は不同



※縮尺は不同

第5-2図 各城郭の縄張り図

5 創作としての里見氏

江戸時代に読本作家の曲亭馬琴きよくていばきんが、伝奇小説『南総里見八犬伝』なんそうさとみはっけんでんを著した。里見義実を題材として、義実の娘伏姫ふせひめと仁・義・礼・智・忠・信・孝・悌の靈玉を持つ八犬士の活躍を描いた物語である。結城合戦ゆうきがつせんからの里見氏の歴史が描かれており、物語は関東地方に広がる。安房は物語の序盤と終盤に登場し、富山とみさんで伏姫が身に着けていた数珠が弾け飛び、八犬士が全国に散る場面などが描かれている。出版後も何度も刷り直しがされ、江戸時代の人々に広く読まれた。現在でもテレビドラマで放映され、舞台上で演じられるなど、人々に親しまれている作品である。



写真4 『南総里見八犬伝』に登場する富山

第2節 指定に至る経緯

岡本城跡は、昭和49年に頂上部の一部が富浦町史跡「岡本城址」（町村合併後は市史跡）として指定され、特産のビワやソテツ栽培の畑として利用されながらも、良好な状態で保存されてきた。

城郭遺構については、昭和40年代より千葉県教育委員会が調査を行っている。昭和45年度に県内中近世遺跡の規模や構造等を把握する目的の悉皆調査で、県内所在の城郭の一つとして掲載された。加えて昭和55年度から昭和60年度に重要性が高く、かつ、開発等の影響を受ける恐れがある城郭の調査を目的として、城郭規模の測量調査と主郭部の発掘調査が実施された。この発掘調査では、16世紀に位置づけられる陶磁器が出土している。

市町の調査としては、平成12年度に富浦町教育委員会が、農道整備に伴う確認調査を実施し、外郭部から曲輪成形跡や堀状遺構を検出した。平成19年度の城郭範囲確認調査では、主郭部より西側の調査区から掘立柱建物跡や火災の痕跡を検出し、文献史料にみられる火災が裏付けられた。また、この調査にあたっては、学識経験者と地元市民代表で構成された岡本城跡調査指導委員会の指導を得た。

これらの調査成果から、平成20年度に文化庁文化財部記念物課の現地指導を受け、岡本城跡の遺構の遺存状態が良好であることが評価され、さらなる資料の蓄積が求められた。この文化庁の現地指導を受けて、平成21年度には岡本城の城域確定を主な目的とし、古文書及び伝承等について調査を行った。

以上の調査から、房総半島における戦国時代の重要な遺跡であると評価された。

各種調査と並行して、平成20・21年度には地元住民及び地権者に向けた説明会を開催し、確認調査の成果の説明と出土遺物の展示を行った。

平成21・22年度には再度、文化庁文化財部記念物課の現地指導を受け、その後地権者へ史跡指定の同意を得るため個別交渉を開始した。同様に、史跡指定に向けて、国・県・市の関係機関等への説明を開始した。平成24・25年度には文化財審議会委員と地元市民代表で構成された史跡里見氏城跡岡本城跡検討委員会を開催し、岡本城跡の概要と出土遺物について説明し、今後の史跡整備を検討した。

史跡指定に向けて必要な書類等が揃ったため、文化財保護法第189条に基づき、平成23年7月25日に千葉県教育委員会を通じて、文部科学大臣宛に意見具申を行った。その後、文部科学大臣より国の文化審議会へ諮問が行われ、同年11月15日開催の同審議会での審議・議決を経て、文部科学大臣へ史跡指定について妥当である旨の答申がなされた。この結果文部科学省は、文化財保護法第109条第1項の規定により、「里見氏城跡 稲村城跡

岡本城跡」を国史跡に指定し、同条3項の規定により、平成24年1月24日付け文部科学省告示第4号（官報号外）で告示した。

平成26・29年度にもそれぞれ土地所有者の同意が得られたため、追加指定のための意見具申を行った。

第3節 指定の状況

1 指定告示

史跡里見氏城跡岡本城跡の史跡指定に関する告示は、次のとおりである。

(1) 平成24年の指定

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣 平野 博文

名称	所在地	地域
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	千葉県南房総市 富浦町豊岡字宮ノ台	1番1、13番1、13番2、16番1、16番2、16番5、16番20、17番3
	同 富浦町豊岡字新宿	46番4、47番、48番、49番1、49番2、49番3、49番4、49番5、49番7、50番3、51番1、51番2、52番、83番1
	同 富浦町豊岡字用害	54番2、76番1、76番2、77番、78番1、78番2、78番3、78番4、79番1、79番3、79番4、79番5、79番6、79番7、79番8、79番9、79番10、79番11、79番12、79番13、79番15、79番16、79番17、80番、81番
	同 富浦町豊岡字木出	95番1、96番1、96番2、96番3、97番1
	同 富浦町豊岡字仲ノ台	118番1、118番2、120番1、120番2、120番3
	同 富浦町豊岡字聖山	122番2、122番3、123番、124番2、127番1、129番1、129番2、130番1、130番2、131番1、132番1、132番2、133番1、135番1、136番1、137番1、138番1、138番2、138番3、139番、140番1、141番1、142番、143番、144番1、144番2、145番1、145番2、145番3、145番6、145番8、145番9、145番10、145番11、145番12、145番13、145番4、145番16、145番18、145番19、146番1、146番2、146番3、147番1、147番2、147番3、148番、150番、151番、152番、153番、154番、155番、156番1、156番2、157番1、157番2、158番、159番1、161番2、162番、163番1、163番2、163番3、164番、166番1、166番2、167番、168番
	同 富浦町豊岡字成陽	181番1、181番2、198番1、198番2、200番
	同 富浦町豊岡字大谷	209番、210番1、210番2、215番1、215番2、219番、220番1、220番2、221番1、221番2、222番、225番、226番1、226番2、227番2、230番2
	同 富浦町原岡字澤又	甲837番、甲839番1、甲843番、甲845番1、甲845番2、甲846番1、甲846番2、甲847番1、甲847番2、甲848番1、甲848番2、甲849番、甲850番、甲851番3、甲852番1
	同 富浦町原岡字田嶋	甲854番、甲860番1、甲860番2、甲861番、甲862番、甲886番、甲887番

同 富浦町原岡字田宿	甲913番1、甲913番3、甲913番5、甲913番7、甲915番1、甲915番3、甲927番1、甲927番2、甲927番3、甲927番4、甲927番5、甲927番6、甲927番7 右の地域に介在する道路敷、千葉県南房総市富浦町豊岡字聖山130番1と同字聖山130番2に挟まれ同字新宿46番4と同字聖山145番2に挟まれるまでの道路敷を含む。
------------	--

(2) 平成27年の追加指定

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名 称	関係告示	所 在 地	地 域
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	平成二十四年文部科学省告示第四号	千葉県南房総市富浦町豊岡字宮ノ台	5番5、6番1、6番2、7番2、7番3、7番4、8番1、9番2、17番2

(3) 平成30年の追加指定

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年十月十五日

文部科学大臣 柴山 昌彦

上 欄		下 欄	
名 称	関係告示	所 在 地	地 域
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	平成二十四年文部科学省告示第四号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	千葉県南房総市富浦町豊岡字宮ノ台	2番、5番1、7番1



写真5 文化庁調査官現地視察

2 指定説明文とその範囲

平成 24 年度・平成 26 年度・平成 30 年度指定時の説明文を『月刊文化財』から転載し、下記に記載する。なお転載文であるため、一部表記が本計画書での表記と異なるが、原文のままとした。

里見氏は戦国期の房総南部を拠点とした戦国大名である。里見氏は上総や下総の支配等をめぐり、後北条氏と対立し、一方、その時々々の情勢に応じて、越後の上杉氏や甲斐の武田氏と同盟したり、後北条氏と和睦するなど、後北条氏、武田氏、上杉氏らの巨大勢力が鎬を削った戦国期の関東の複雑な政治情勢に対応しながら、慶長十九年（1614）に江戸幕府により伯耆に移封されるまで、安房を中心に勢力を保ち続けた。また、『里見代々記』、『房総里見軍記』（ともに江戸時代成立）などの軍記物によると、里見氏は水軍を編成し、相模へ侵攻したと伝えられるなど、関東では数少ない水軍とかかわりが深い一族としても知られている。これを裏づけるように、東京湾沿岸には里見氏やその家臣が居住した城や砦が点在する。里見氏は本拠となる城を、その時々々の政治状況、対外的な軍事情勢によって数次にわたって移動しているが、そのうち白浜城、岡本城、館山城は、海岸沿いにあり、稲村城は水陸交通の結節点に位置している。

岡本城は、南房総市中西部、東京湾を望む海岸沿いの丘陵上に位置する。天正八年（1580）、弟の梅王丸との後継者争いに勝利し里見氏の当主となった義頼が居城としたことが知られている。

城跡の主要部は大きく三つの曲輪からなる。標高約 40 メートルの丘陵頂部に主郭を置き、その西側中段と、さらにその下の谷部にそれぞれ大規模な曲輪が巡る。下段の曲輪は浜と一連となっていることから、港の機能を併せもっていたと想定される。主郭の背後には大堀切を入れて峰続きを切り離すが、その先にも大小の曲輪や堀が主郭東側の谷を取り囲むように見られることから、背後の谷を囲む丘陵部までが城の範囲と考えられる。この場合、岡本城跡の規模は、おおよそ東西 600 メートル、南北 300 メートルほどの大規模なものとなる。また、この城も曲輪や山麓の谷間も含め周囲を巡る丘陵背後の斜面を大きく切岸状に整形していることが特徴として挙げられる。岡本城は、房総地域における戦国期末期の城の中でも、大規模であり、かつ構造も複雑である。また、東京湾に面して立地し、城内に港を有することは、水軍を擁して東京湾の制海権を争ったとされる里見氏の性格を如実に表したものといえる。

このように、里見氏城跡は史料から推察される里見氏の動向を具体的に裏づけるものであり、切岸を多用するという房総地域における中世山城の構造上の特徴や、単郭構造から複数の曲輪からなる構造への変遷を知る上で重要である。また、里見氏による本城の移動は、里見氏と後北条氏の抗争をはじめとする戦国期の関東の政治・軍事情勢の推移を具体的に示すものといえ重要である。今回は、そのうち内容が明らかになった稲村城跡と岡本城跡を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』平成 24 年 2 月号より説明文を転載）

里見氏城跡は、戦国時代から江戸時代初頭までの間、房総半島南部を拠点とした戦国大名、里見氏の城跡である。里見氏は小田原北条氏・越後上杉氏・甲斐武田氏等、周辺の巨大勢力が競合する戦国期の関東の複雑な政治情勢に対応しながら、慶長十九年（1614）まで、安房を中心に勢力を保ち続けた。初代義実が白浜城（南房総市）に本拠を構えて以降、里見氏は、本拠となる城を数次にわたって移動しているが、このうち、十六世紀前半に三代義通が居城とし、四代義豊が五代義堯に攻め滅ぼされた「天文の内訌」の舞台となった稲村城跡（館山市）と、義堯の孫義頼が十六世紀後半に本拠とした城である岡本城跡（南房総市）について、切岸を多用するという房総地域における中世山城の構造上の特徴や、単郭構造から複数の曲輪からなる構造への変遷を知る上で重要であり、戦国期の関東の政治・軍事の推移を知る上で重要であることから、平成二十四年に史跡に指定して保護を図っている。

今回追加指定を行うのは、岡本城跡の西端部分である。岡本城跡は東京湾を望む丘陵上に造られ、主要部は三つの曲輪からなる。丘陵頂部に主郭をおき、その西側中段と、さらにその下の谷部にそれぞれ大規模な曲輪が廻る。下段の曲輪は浜と一連となり、港の機能を併せ持っていたと想定される。今回、岡本城跡の西端、海に面した丘陵端部上に位置し、港の機能を有すると考えられる郭の一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成27年2月号より説明文を転載）

里見氏城跡は、戦国時代から江戸時代初頭までの間、房総半島南部を拠点とした戦国大名、里見氏の城跡である。里見氏は小田原北条氏・越後上杉氏・甲斐武田氏等、周辺の巨大勢力が競合する戦国期の関東の複雑な政治情勢に対応しながら、慶長十九年（1614）まで、安房を中心に勢力を保ち続けた大名である。初代義実が白浜城（南房総市）に本拠を構えて以降、里見氏は本拠となる城を数次にわたって移動しているが、このうち、十六世紀前半に三代義通が居城とし、四代義豊が五代義堯に攻め滅ぼされた「天文の内訌」の舞台となった稲村城跡（館山市）と、義堯の孫義頼が十六世紀後半に本拠とした岡本城跡（南房総市）の二城跡は、切岸を多用するという房総地域における中世山城の構造上の特徴や、単郭構造から複数の曲輪からなる構造への変遷を知る上で重要であり、戦国期の関東の政治・軍事の推移を知る上で重要であることから、平成二十四年に史跡に指定して保護を図っている。

今回追加指定を行うものは、岡本城跡の西端部分である。岡本城跡は東京湾を望む丘陵上に造られ、主要部は三つの曲輪からなる。丘陵頂部に主郭をおき、その西側中段と、さらにその下の谷部にそれぞれ大規模な曲輪がめぐる。下段の曲輪は浜と一連となり、港の機能を併せもっていたと想定される。下段の曲輪部分については、平成二十七年、その一角を追加指定しており、今回もその隣接地点を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成30年10月号より説明文を転載）

3 指定地の状況

史跡指定地の土地所有状況は下表のとおりである。史跡の大部分が民有地であり、市有地は道路敷のみである。

第4-1表 史跡指定地内の土地所有内訳

所有者別内訳	面積 (㎡)	筆数	割合
市有地	1,076.95	(9か所)	1.38%
民有地	76,799.11	194	98.62%
合計	77,876.06	194	100.00%

第4-2表 史跡指定地内の地目別内訳

地目別内訳	面積 (㎡)	筆数	割合
田	162.91	4	0.21%
畑	36,423.00	106	46.77%
宅地	1,345.68	6	1.73%
山林	36,866.61	72	47.34%
原野	569.91	4	0.73%
境内地	1,431.00	2	1.84%
公衆用道路	1,076.95	(9か所)	1.38%
合計	77,876.06	194	100.00%

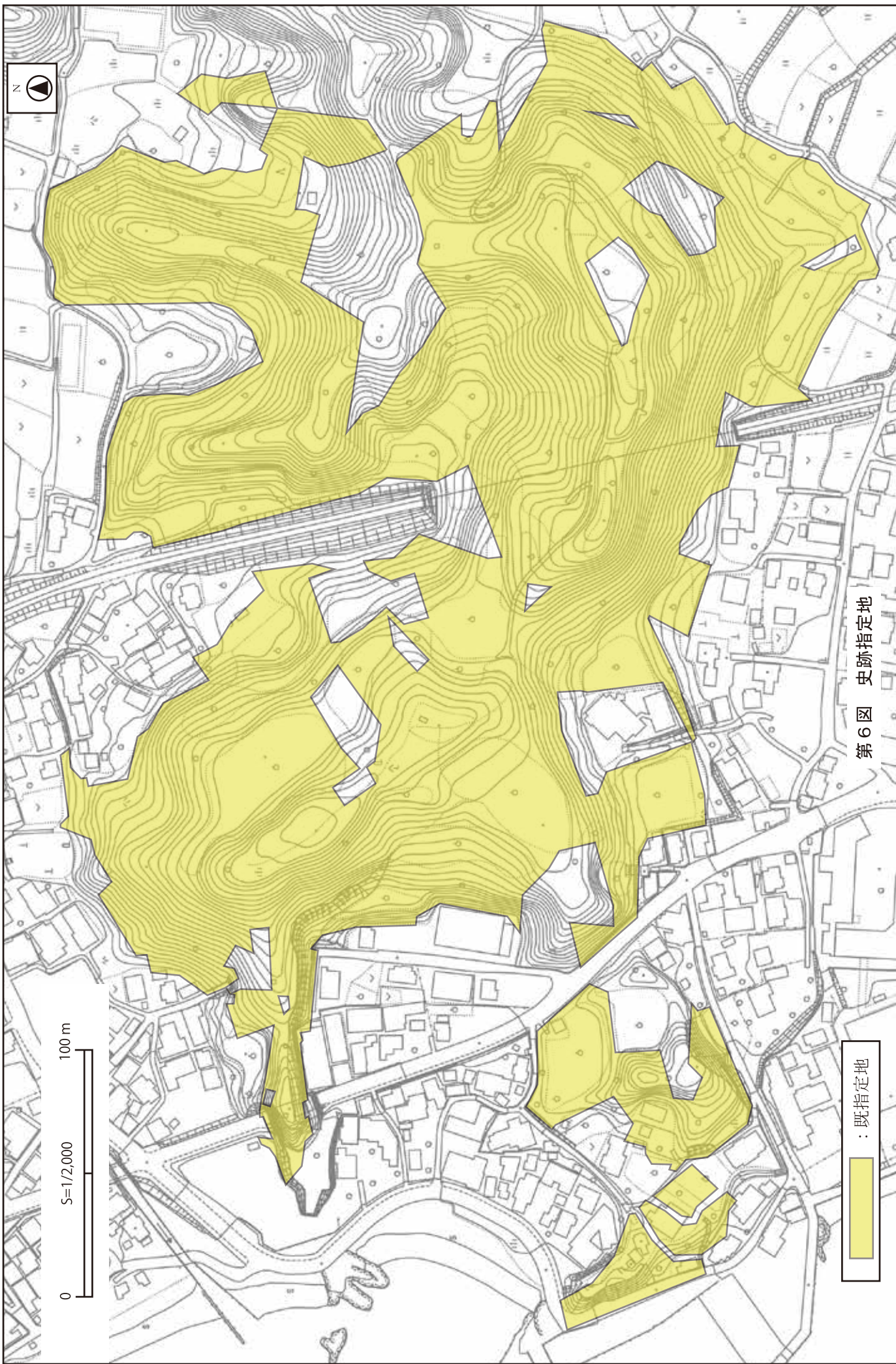
4 史跡管理団体の指定

史跡里見氏城跡岡本城跡の管理団体には、次のとおり南房総市が指定された。

文化庁告示第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

上 欄		下 欄
里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡	平成二十四年文部科学省告示第四号	南房総市（千葉県）



第6図 史跡指定地

既指定地

第4節 史跡周辺の調査成果

1 社会環境

南房総市は、房総半島南部に位置し、^{たてやまし}館山市、^{かもがわし}鴨川市及び^{きよなんまち}安房郡鋸南町と隣接している。平成18年3月に^{とみうらまち}富浦町・^{とみやままち}富山町・^{みよしむら}三芳村・^{しらはままち}白浜町・^{ちくらまち}千倉町・^{まるやままち}丸山町・^{わたまち}和田町が合併して誕生した。市の面積は230.12km²で県下4番目の広さである。

北側には県下最高峰の^{あたごやま}愛宕山（標高約408m）をはじめ、^{とみさん}富山（標高約349m）など標高300m以上の山々が連なっている。西側は東京湾、東側及び南側は太平洋と三方を海に囲まれ、その海岸線は南房総国定公園に指定されている。

東京都心から100km圏内に位置しており、鉄道や高速バスなどの公共交通による交通網が整備され、さらに、自家用車では東京湾アクアライン、館山自動車道及び富津館山道路の開通により、東京都心部や県庁所在地の千葉市まで、それぞれ70分程度で到着することができる。

岡本城跡は、市内北西部の富浦地区に所在する。城の約400m南に富浦駅が所在し、城跡内をJR内房線と房総半島西岸の主要道路である国道127号が南北に通っていることから、交通の要衝にあるといえる。城跡が立地する丘陵は東西に頂上があり、海にせり出した西側の頂上（標高約63m）は「城山」、^{しろやま}対する東側の頂上（標高約67m）は「^{ひじりやま}聖山」と呼ばれている。城山頂上の里見公園から西側を望むと、戦国時代には後北条氏が治めていた三浦半島を一望することができる。

2 自然環境

①地形

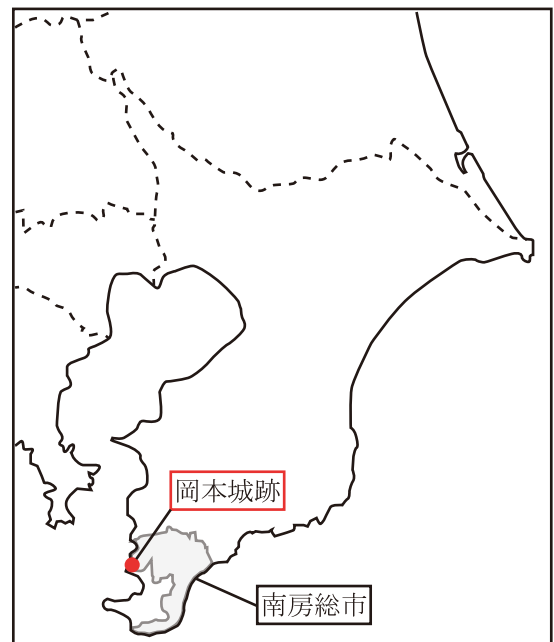
安房地域は、^{きよすみやま}清澄山から^{のこぎりやま}鋸山を結ぶ清澄山系以南のほぼ三角形の地域で、房総丘陵と大小の河川によって形成された沖積平野からなる。小規模な河川の下流部に、小沖積平野が各地に展開している。岡本城は、平坦面が狭く樹枝状に入り組んだ尾根上の丘陵と、その基部にあたる標高約200～300mの山地から形成される安房丘陵の先端部に立地する。

城に面している海岸は、地殻変動や海面水準の変化により海岸段丘が発達している。元禄16年（1703）の元禄地震発生時の海底は、現在5～6mの高さに隆起し、さらに、大正12年（1923）の関東大震災で海底が1～2m隆起し、岩礁を形成している。

②地質

房総丘陵の地質は、一般的に多くが^{しんせいだい だいさんき}新生代第三紀の不整合に堆積する凝灰岩砂岩の^{ほた}保田層及び^{あまつ}天津層で構成されている。保田層は掘削が容易な層で、天津層は比較的固い層である。

富浦地区は、こうした岩盤からなる山地が東京湾に流入する小河川や海によって浸食を



第7図 南房総市及び史跡位置図

受けた、標高 50 ～ 100m を主体とする丘陵地帯である。

③気候

安房地域は、黒潮とその分流が流れ込む影響で年平均気温 15℃、最寒月（1月）の平均気温も 6℃と温暖である。房総半島最南端の白浜地区周辺は、無霜地帯となっている。年降水量は約 1,800 ～ 1,900mm 前後と温暖多雨な海洋性気候である。

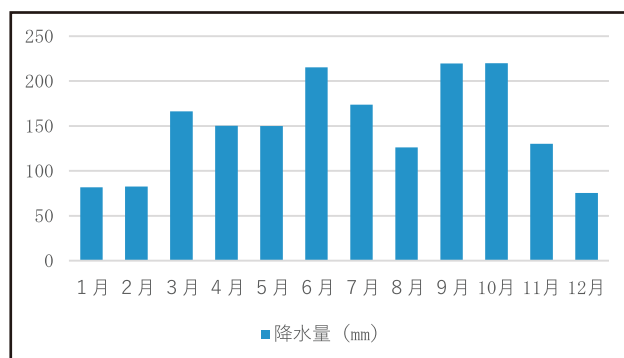
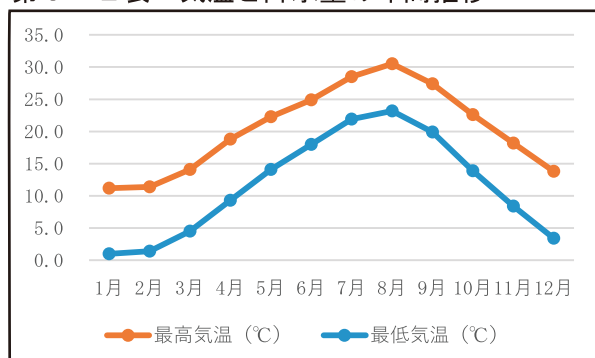
富浦地区の山地は、浸食による細い谷あいをもつため、冬期に山腹を下る大気の流れによって、中腹にやや気温が高い山腹温暖帯を形成する。そのため平地よりも山地の方が温暖になることがある。

第 5-1 表 安房地域の気候

気 温	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
最高気温 (℃)	11.2	11.4	14.1	18.8	22.3	24.9	28.5	30.5	27.4	22.6	18.2	13.8	20.3
最低気温 (℃)	1.0	1.4	4.5	9.3	14.1	18.0	21.9	23.2	19.9	13.9	8.4	3.4	11.6
平均気温 (℃)	6.3	6.6	9.5	14.2	18.1	21.2	24.8	26.4	23.3	18.1	13.3	8.7	15.9

雨 量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
降水量 (mm)	81.8	82.4	166.2	150.2	149.8	215.2	173.6	126.0	219.5	219.9	130.0	75.4	1790.0

第 5-2 表 気温と降水量の年間推移



館山観測所（館山市長須賀）1981～2010年データ

④植生

房総半島は、しょうようじゅりんたい照葉樹林帯の東限であり、熱帯型森林と温帯型森林の移行域に位置している。安房地域では、上総丘陵に広がるコナラ・クリの落葉樹林、スギ・ヒノキの常緑針葉樹林に加えて、特に南部の海岸地域においては暖林帯である常緑広葉樹のシイ・タブ林がまとまって分布し、その状況は海岸線に沿って顕著である。

西からの季節風が強い富浦地区では、防風林としてマテバシイやタブノキ、ケヤキが植えられている。山地が奥深くまで利用されているため、自然林が少ないがたいぶさみさき大房岬などではみることができる。杉林は需要がなくなった薪炭林やカヤ山として植林されたものが大部分であり、そのため規模が小さく木々の樹齢は若い。史跡周辺を流れるしおいりがわ汐入川では、メダケ河畔林がみられる。

⑤生態

ここでは陸地の生物のみを取り上げる。

宅地周辺では、スズメ・ムクドリ・キジバト・ドバト・ハシブトガラスがみられる。史跡周辺の山地は、ビワ山等の利用のため他地域よりも開拓されているが、リス・ノウサギ・イタチ・タヌキ・アナグマをみかけられる。大正の頃まではキツネなどもみられたという。

近年は、人工的に放逐されたイノシシをはじめアライグマなどの有害鳥獣が山地だけでなく、民家近くでもみられるようになっている。

3 歴史環境

史跡周辺では、旧石器時代～近現代の遺跡、中近世を中心とした文献史料が残されている。遺跡の立地条件は、大房岬に所在する遺跡と沖積平野に広がる遺跡、そして丘陵斜面に造られた横穴墓・やぐらに分けられる。

以下に、周辺の遺跡の分布を中心に各時代について概観する。文章内の（ ）の番号は、第8図（p. 29 参照）の遺跡番号と対応する。

①中世以前

安房地域で唯一、旧石器時代の遺物が出土している大房岬遺跡（33）が所在する。このことから、史跡周辺は県南においても古い時期の生活痕跡が残されていることがわかる。

同じく大房岬に所在する藤四郎台遺跡（35）では、縄文時代早期前半の土器が採集され、深名遺跡（25）からは縄文時代中・後期の土器や石器が出土している。特に深名遺跡では、県内で出土例が少ない曾利式がみられるなど、相模や東海系の影響がうかがえる。

弥生時代の遺跡は、縄文時代に比べて大規模なものは見つかっていないが、岡本川の両岸に所在している（向原遺跡（20）・上前田遺跡（28）・大久保遺跡（29））。発掘調査が実施されていないため詳細は不明であるが、土器の散布が確認されている。

古墳時代に入ると遺跡数が増加する。沖積平野を中心に広がる集落遺跡（大久保遺跡、吉田遺跡（19））の他に、現在は消滅したが大房岬にも遺跡が残されていた（松原遺跡（32）、磯の脇遺跡（31））。大武佐古墳（30）は、開発により削平されたため墳形・墳丘規模等は不明だが、須恵器や直刀が出土した。墳丘墓が少ない安房では貴重な資料である。また、丘陵の斜面などを削って埋葬施設である横穴墓が築造された（2～11、13～14）。

養老2年（718）年に安房国が成立する。この時期の遺跡は、岡本川南岸と大房岬に広がっている。また、現在は消滅してしまったが、栗田条里（21）や花園条里（24）など集落の近くには生産遺跡が存在していた。平安時代に編纂された『和名類聚抄』の中に「平群郡達良 太太良」がみえるが、これは現在の富浦地区全域が比定されている。建武4年（1337）には室町幕府の管領、斯波家長が本間兵衛五郎入道（覚法）に安房国多々良庄内の知行を安堵している。

②中世

岡本城に近接する宮ノ台遺跡（12）は、平成26年度に国道トンネル改築工事に伴い、県教育委員会により調査が行われた。現地踏査の結果、見張り台や有事の際の水軍の避難施設として機能した里見氏の城郭とされた。

史跡周辺には砦が点在していた（床城城跡（15）、宮本手代遺跡（18））ため、現在も当城・床城・手代などの地名が残されている。

また、横穴墓を転用した中世の供養施設と考えられているやぐら（当城やぐら群（27）など）が、丘陵斜面に築造された。

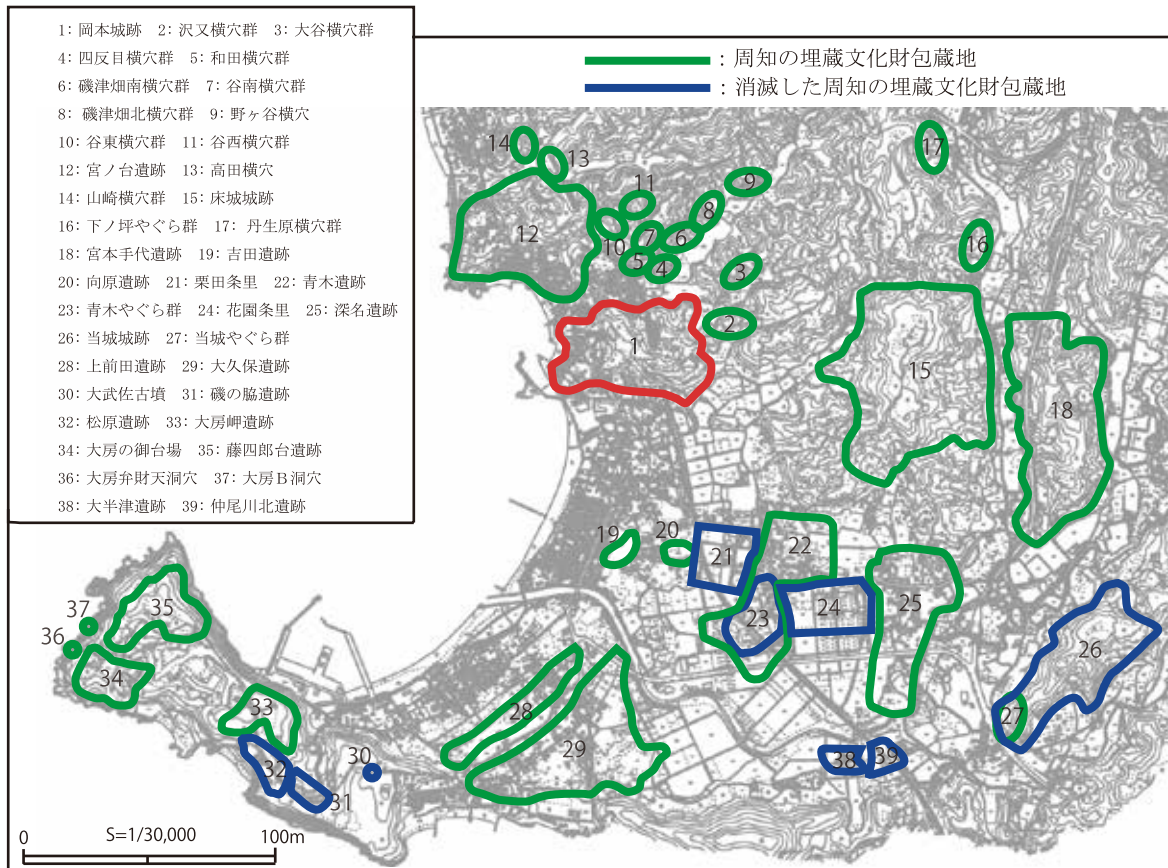
③岡本城跡廃城後

近世期の史跡周辺は、汐（塩）入村・坂ノ下村・岡本村・原村に分かれていた。漁業を中心とした生業が営まれていたため、漁業争論文書や裁許絵図が残されている。残されている史料では、慶長19年（1614）に岡本村が鷹狩りで東金御殿に休泊した徳川家康にヒラメ、イセエビ、アワビなどを献上して以来、寛永7年（1630）まで数回にわたり魚介類

を献上していたことが記録されている。

享和元年(1801)に伊能忠敬が、日本地図作成の一環で富浦地区周辺の測量をしている。

江戸時代末期、外国船が日本近辺に現れるようになると、幕府は東京湾防衛のため沿岸に砲台を設けた。大房岬に残されている砲台跡もその一つである。大砲を据えた年代は明らかではないが、嘉永3年(1850)の絵図に、岬の上段3門、中段5門、下段5門の合計13門の砲台がみえる。この砲台は実際に使用した記録はみられないが、明瞭に砲台跡の地形が残されていることから、市史跡に指定されている。また、昭和3年(1928)から4年(1929)にかけて東京湾要塞の一環として、大房岬砲台が建設された。大正11年(1922)に結ばれたワシントン海軍軍縮条約により、廃棄された戦艦鞍馬の艦砲を陸上用に改造し、約80m間隔で2基(4門)配備された。太平洋戦争末期には、特殊部隊の兵器実験や訓練地となり、本土決戦用の海軍部隊の重要拠点となった。この要塞群についても市史跡に指定されている。



第8図 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地



写真6 大房岬に残る砲台跡(左:幕末期の砲台跡、右:近代の砲台跡)

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

史跡里見氏城跡岡本城跡の築城から廃城までに構築された要素を、本質的価値として以下のとおり整理した。

＜史跡の本質的価値＞

- I 房総半島南部を拠点とした戦国大名里見氏の居城であり、「里見氏城跡」の一つである。
- II 戦国時代末期の大名である里見義頼が、本城として位置づけた城郭である。
- III 房総半島における戦国時代末期の城の中でも、大規模で、かつ、大規模な曲輪や堀切、切岸など地形を生かしたその複雑な構造は、房総半島南部における中世城郭の一つの到達点である。
- IV 東京湾に面して立地しており、城郭に港を取り込むなど水軍を擁していた里見氏らしい海城としての性格を有している。
- V 本城の変遷は、戦国時代における房総半島南部の政治・軍事情勢の推移を表している。

岡本城は、戦国時代に房総半島南部、特に安房を中心とした地域を治めていた里見氏の居城の一つである。里見氏は、本城を替えていくことが特徴の一つであり、岡本城は16世紀後半に里見義頼が当主を務めていた時に、本城として位置づけた城郭である。里見氏は、当主と後継者が異なる城に居城することが特徴だが、そうした領国内の広域的な体制だけでなく、周辺に宮ノ台遺跡や当城城など砦としての性格を持った城を抱えて、本城への守りも強めていた。

城郭内の遺構は良好に残されている。樹枝状に伸びた丘陵端に立地し、東西約600m・南北約300mの範囲に、自然地形を利用した遺構が随所に見られる。「城山」頂上の里見公園は、中世当時には主郭だったとされているが、曲輪と付随する腰曲輪、虎口、そして土橋などが造られている。主郭東側は、なだらかな丘陵傾斜地を直角に掘り込み、切岸として利用するなど凝灰岩質の岩盤を生かした構造になっている。主郭東側の丘陵「聖山」には、尾根を切断する防御的施設と井戸としての機能を併せ持った水堀が造られるなど、他の城郭には類例が少ない施設がみられる。水堀は地元の人々には柵ヶ池と呼ばれ、伝承などが多く残されている。また、石塁状遺構せきるいじょういこうも他の戦国大名の城郭では類例が少ない遺構である。

里見氏は、東京湾の制海権を巡って、対岸の三浦半島を領地としていた後北条氏と水軍を使った争いを繰り返していた。そのため、岡本城の他にも造海城や金谷城、そして館山城など海城としての性格を持った城郭を築城している。

里見氏は、本城を変遷させていく中で、当初は単郭構造だった城郭がその規模を拡大させるに従って、複数の曲輪からなる構造をとる。里見氏城跡は、房総半島における山城の変遷を知るうえで重要な城郭群であるといえる。さらに、周辺地域の戦国大名との合戦の中で、地理的条件が変遷していくことは、関東地方における中世の政治・軍事情勢を捉えるうえで重要である。『関東八州諸城覚書』をはじめとする文献史料から、県内では珍しく城郭が機能していた年代を特定できる城跡であり、房総の戦国城郭群の研究においても貴重な遺跡である。

第2節 既調査成果

岡本城跡は、現在までに範囲内容確認調査が2回、開発に伴う確認調査が2回実施されている。また、発掘調査だけでは捕捉できない城内及び周辺での史資料調査が、1回実施されている。

これまでの発掘調査により中世の柱穴列、曲輪造成の痕跡をはじめとする遺構が検出されており、16世紀に帰属する陶磁器類、かわらけが出土している。

調査面積が少なく、城跡全域の様相が捉えきれていないため、今後継続した発掘調査が必要になる。

以下に、各調査について概観し、検討を行った。

1 昭和60年度調査

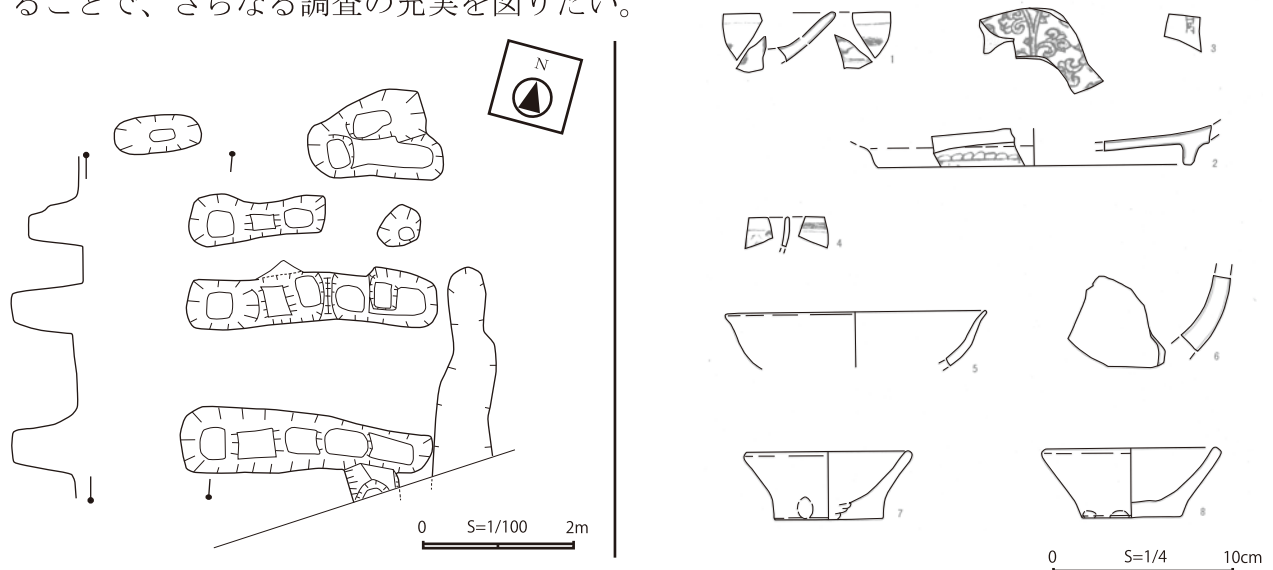
規模・構造等を把握し、保存及び活用を講ずる資料を得る目的で、千葉県教育委員会が昭和60年11月18日から28日まで測量と確認調査を実施した。

測量により城郭規模が、東西約600m、南北約300mと明らかになった。城郭の構造は尾根上に3か所、中段に1か所、裾部に4か所の曲輪、また斜面に多数の腰曲輪が認められた。

城の主要部とみなされていた頂上平坦部の曲輪の状況を把握するため、里見公園に2.5×9mと2m幅のトレンチ、計186㎡を調査範囲として設定し、発掘調査を実施した。調査の結果、深さ約1m、底径約30cm以上の布堀り状の柱穴が検出され、遺物は常滑大甕、貿易陶磁器、かわらけが出土した。陶磁器については全て中国製で、国産陶磁器はみられない。中でも染付は、^{ぼんれき}万暦様式で岡本城が機能していた16世紀後半に位置づけられる。

測量調査を実施することで、初めて城全体の構造が判明した。その構造から各曲輪の機能についての検討もなされた。

報告書では検出した柱穴列から「天守閣に相当するような高層の建物」の存在を想定したが、調査ではその一部しか確認できず棟数や規模などが不明である。トレンチを拡張して全体の様相を把握する必要がある。測量についてはレーザー測量など新しい技術を導入することで、さらなる調査の充実を図りたい。



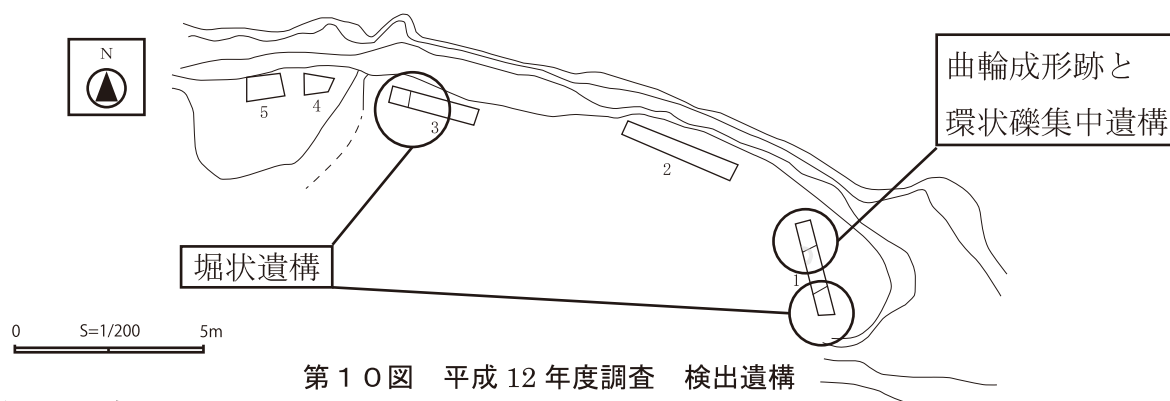
第9図 昭和60年度調査 検出遺構 出土遺物

2 平成 12 年度調査

農作業用道路新設に伴い、平成 12 年 9 月 25 日から 29 日にトレンチ 5 か所、計 90 m²の確認調査を実施した。調査主体者は財団法人総南文化財センターである。

1・3 トレンチからは、環状礫集中遺構や曲輪成形跡、堀状遺構など城郭造成に伴う遺構が検出した。曲輪成形跡は、岩盤を周辺より掘り下げ、整地された平坦面である。これは上段の曲輪の造成に伴い、削り出した部分と推測される。遺構確認面である岩盤から -1.5m 以上を未調査としたため、堀状遺構については、どの程度の深さを持つかは不明である。この調査で、遺物は出土しなかった。

「聖山」とよばれている、城郭の中でも東側に位置する丘陵部分は、この調査が実施されているのみである。確認調査という性格上、個々の遺構の一部分しか調査ができておらず、遺構の広がりが見えきれない。環状礫集中遺構については、城郭を造成するうえでどのような性格を有していたか、類例の確認が必要である。この調査は、発掘調査報告書が未刊行となっており、今後刊行が急がれる。報告書の作成過程でさらなる検討が必要である。



3 平成 19 年度調査

南房総市教育委員会は、平成 19 年 10 月 29 日から 11 月 16 日に城郭遺構の範囲及び内容確認のため、城内西側の主要な曲輪に 14 か所のトレンチを設定し、計 300 m²の調査を実施した。

検出遺構は、階段状遺構、柱穴列、ピット群、そして中世整地面とほぼ全てのトレンチから、城郭造成の痕跡が確認された。遺物は、かわらけ、国産陶器、貿易陶磁器、鉄製品、銭貨、そしてふいごの羽口が出土した。出土遺物の中心となるかわらけは、岡本城が機能していた 16 世紀に位置づけられる。

階段状遺構は、拳大の凝灰岩質泥岩ブロックで人為的な段差をつけたものである。丘陵端部であるので、防御性を高めるために造成されたと推測される。

柱穴列は、第 3・6・7 トレンチから検出されている。第 3 トレンチでは、約 3 尺幅で並ぶ掘立柱建物と考えられる柱穴列が検出された。形状が異なる柱穴が検出されたことから、複数回の建て替えも想定できる。完掘したいくつかの柱穴の底部を観察しても、岩盤が確認できないことから背後の丘陵斜面を削り、曲輪全体を整地していることがわかる。このトレンチからは、かわらけ、磁器片、銭貨、鉄製品、そしてふいごの羽口が出土していることから武器などを製造していた作業場の可能性も考えられる。

第 6・7 トレンチは昭和 60 年度調査時に設定されたトレンチと一部重複させて設定し、柱穴列の広がりを確認した。昭和 60 年の調査では高層建物の存在を想定したが、再検討

のうえで物見台としての役割を持つ建物が想定された。また、貿易陶磁器とかわらけが出土していることから、儀礼行為を行う場として使われた可能性がある。

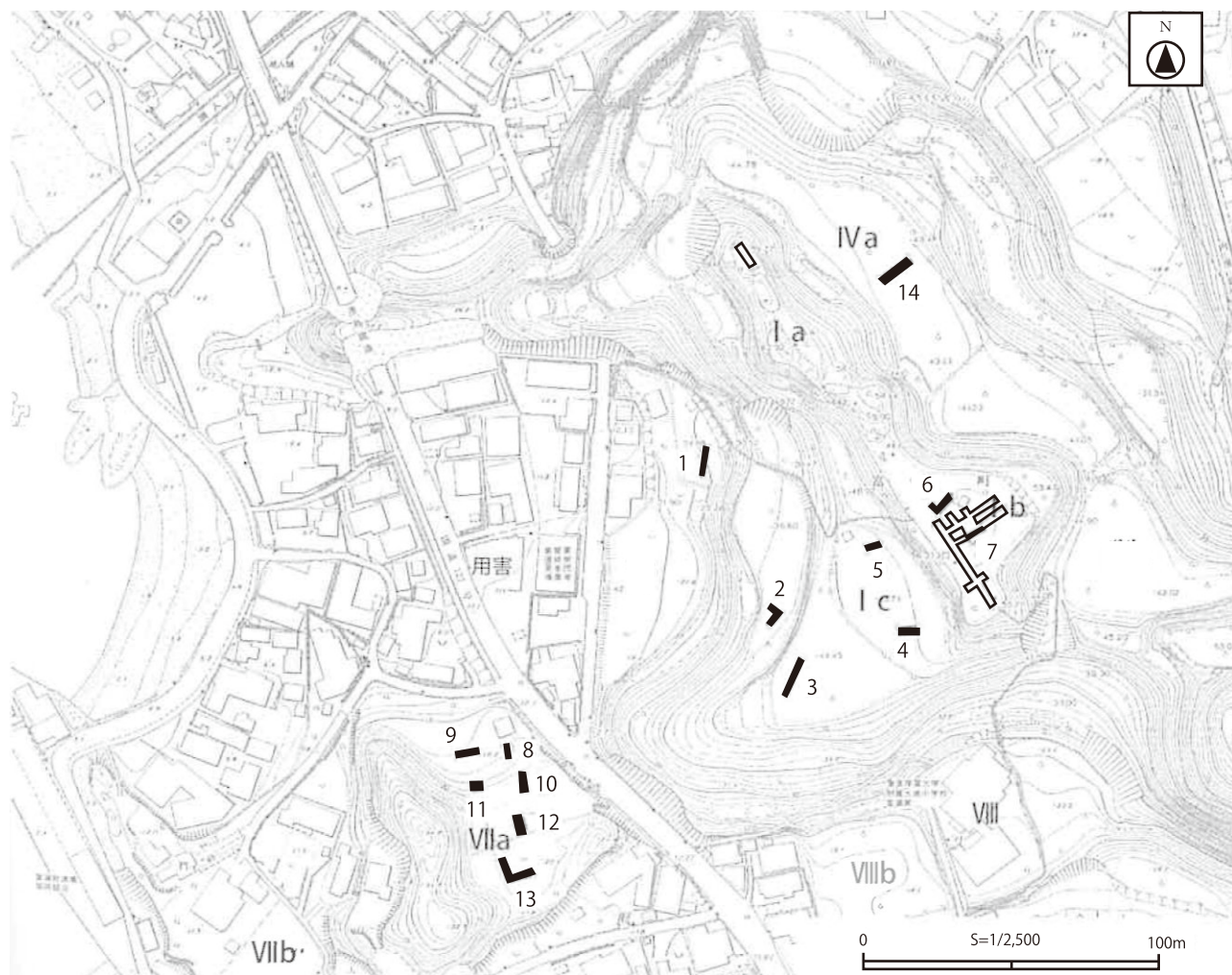
ピット群は、第9・12トレンチから検出された。第9トレンチからは、かわらけや天目茶碗てんもくちやわんが出土している。第12トレンチからは、礎石になり得る方形の石材も検出されており、儀礼行為を行う建造物の存在が想定できる。

第14トレンチでは、中世の整地面とされる土質が異なる複数の層が流れ込むような堆積が、確認されている。一部の調査に留まるが、大規模に人為的な平場の造成がなされたと考えられる。

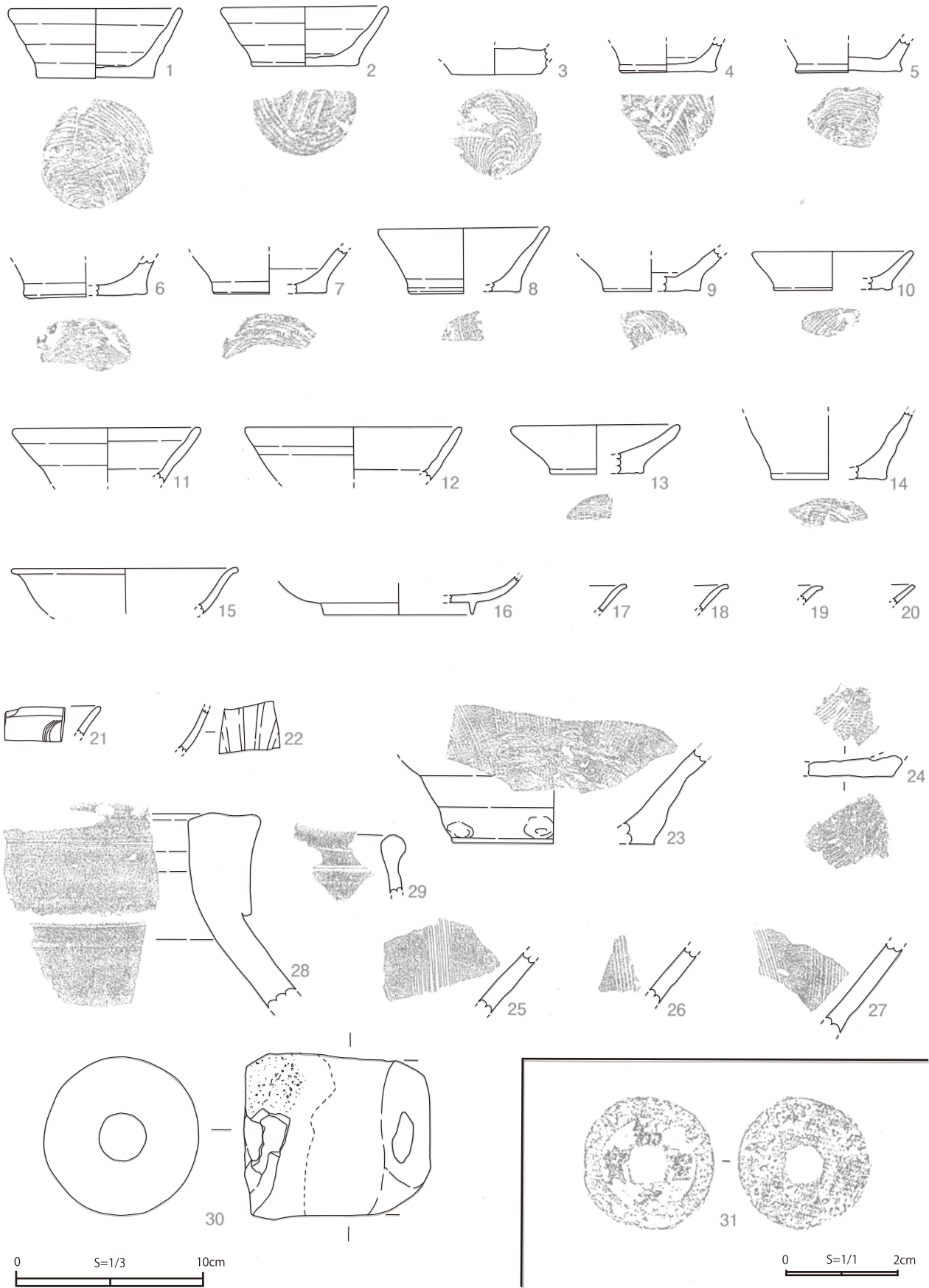
この調査では、出土遺物の中心は陶磁器であるが、白磁はくじとかわらけの出土が目立つ。これは天正期頃の房総半島の城郭、特に城内主要部にみられる傾向である。国道を挟んだ西側の曲輪に集中しており、この付近に城の中心的施設が所在していたことが想定される。

また、調査で最も特筆されるのは、第3トレンチから焼土を伴う整地層が確認されたことである。岡本城は天正16年もしくは17年に「国主御殿」の火災があったことが、史料（「岡本安泰奉納祝詞」那古寺文書 P.11参照）では確認されている。この火災の痕跡とみられる焼土が、遺構を覆うような形で検出されたこと、16世紀後半に位置づけられるかわらけを伴うことから文献史料を発掘調査で裏付けることができた。

遺構が検出されないトレンチもあり、今後トレンチを拡張した調査が必要となる。



第11図 平成19年度調査 トレンチ配置図



第 1 2 図 平成 19 年度調査 出土遺物

4 平成 22 年度調査

岡本城の城域確定を中心に、城内外に残る城郭遺構及び石造物ややぐら、古文書、そして伝承について調査を行い、中世当時の景観復元を目指す調査を実施した。

調査は、「城郭と城下」、「石造物とやぐらの分布」、「岡本城に関する史料」、「岡本城に関する伝承」と大きく4つに分けて行った。

「城郭と城下」では、平成 20 年の報告書での考察を付加する形で、榊ヶ池東側の丘陵と城下北側及び南側について、地名及び周辺環境から旧地形の想定がなされている。

「石造物とやぐらの分布」では、岡本城周辺の中世石造物の悉皆調査並びに近世初頭期の在銘石造物の調査を行った。調査点数は 70 基で、年代的には 16 世紀のものが多い。中でも、青木やぐらと里見義頼の菩提寺である光厳寺に残されている石造物の点数が多い。やぐらについては新発見のものを含み 9 か所 27 基の踏査を行い、概要がまとめられた。

「岡本城に関する史料」では、周辺の海禅寺、光厳寺、法華寺、長泉寺、個人宅の史料を調査し、その概要がまとめられている。市指定有形文化財（彫刻）長泉寺大黒天立像をはじめとした所蔵資料を撮影記録したうえで、再検討している。

「岡本城に関する伝承」では、聖大権現碑ひじりだいごんげんや榊ヶ池に関する民話が掲載されている。

初めて城下一帯の史料調査がなされた。しかし、様々な制約から未調査となった寺社仏閣があった。新規史資料の発見を含めた継続的な調査が必要である。

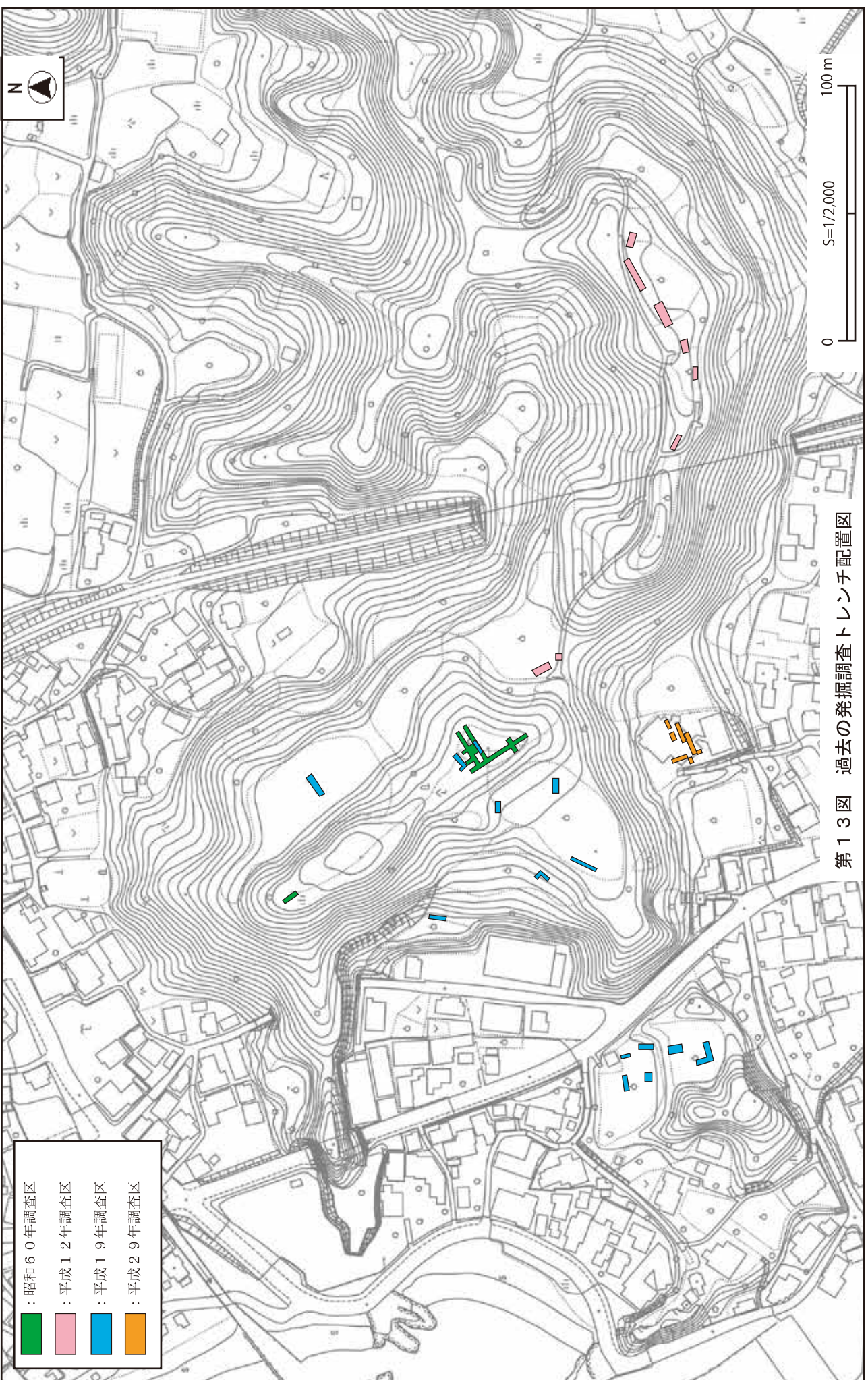
5 平成 29 年度調査

学校寄宿舎の建て替えに伴って、平成 29 年 6 月 29 日から 7 月 4 日に計 86 m²の確認調査を実施した。遺構・遺物とも確認できなかったが、北側丘陵部から南側の裾部に向かって、土質が異なる複数の層が流れ込むように堆積していることが確認できた。この層は少なくとも 5 m 以上は堆積していると想定され、人為的な平場造成の痕跡と考えられる。

昭和 60 年度調査の報告書内では、方形に張り出した平面プランと主郭から最も近い裾部の曲輪という立地から居館跡と比定されていた。しかし、遺構や遺物が確認されておらず、曲輪の性格を肯定する資料を得ることはできなかった。



- : 昭和60年調査区
- : 平成12年調査区
- : 平成19年調査区
- : 平成29年調査区



第13図 過去の発掘調査トレンチ配置図



平成19年調査写真

↑第6トレンチ 柱穴列検出状況

←第3トレンチ 柱穴列検出状況

過去の調査の出土遺物



写真7 過去の発掘調査遺構検出状況及び出土遺物

第3節 史跡を構成する諸要素

史跡の適切な保存管理・活用・整備を行うため、史跡を構成する諸要素の分類を下表のとおりまとめた。

まず、史跡を構成する諸要素を城郭の範囲内／外と、所在する場所ごとに分類した。次にその中でも中世当時の城郭を表す本質的価値を構成する諸要素／現代に残されている城郭跡を表すその他の諸要素と、その要素が持つ性格ごとに分類した。

さらに城郭の範囲内については、立地や性格から地区区分した（第15図、p.40参照）。地区ごとに概要と諸要素の整理を行い、第7表（p.41参照）のとおりまとめた。地区名は地名を元に名称を与えた。城郭の機能についてより検討が進めば、今後地区名は変更の可能性がある。

第6表 諸要素の分類

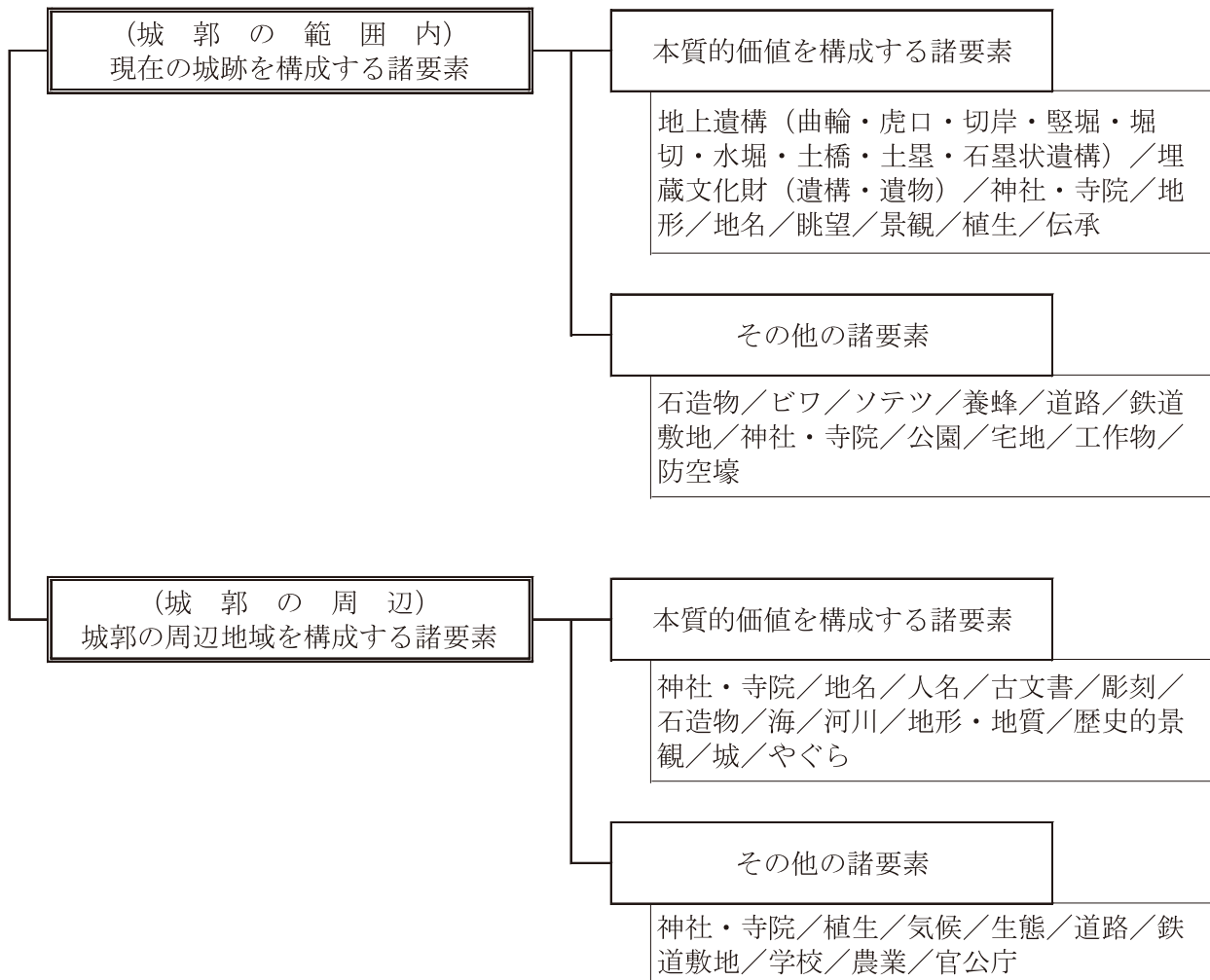
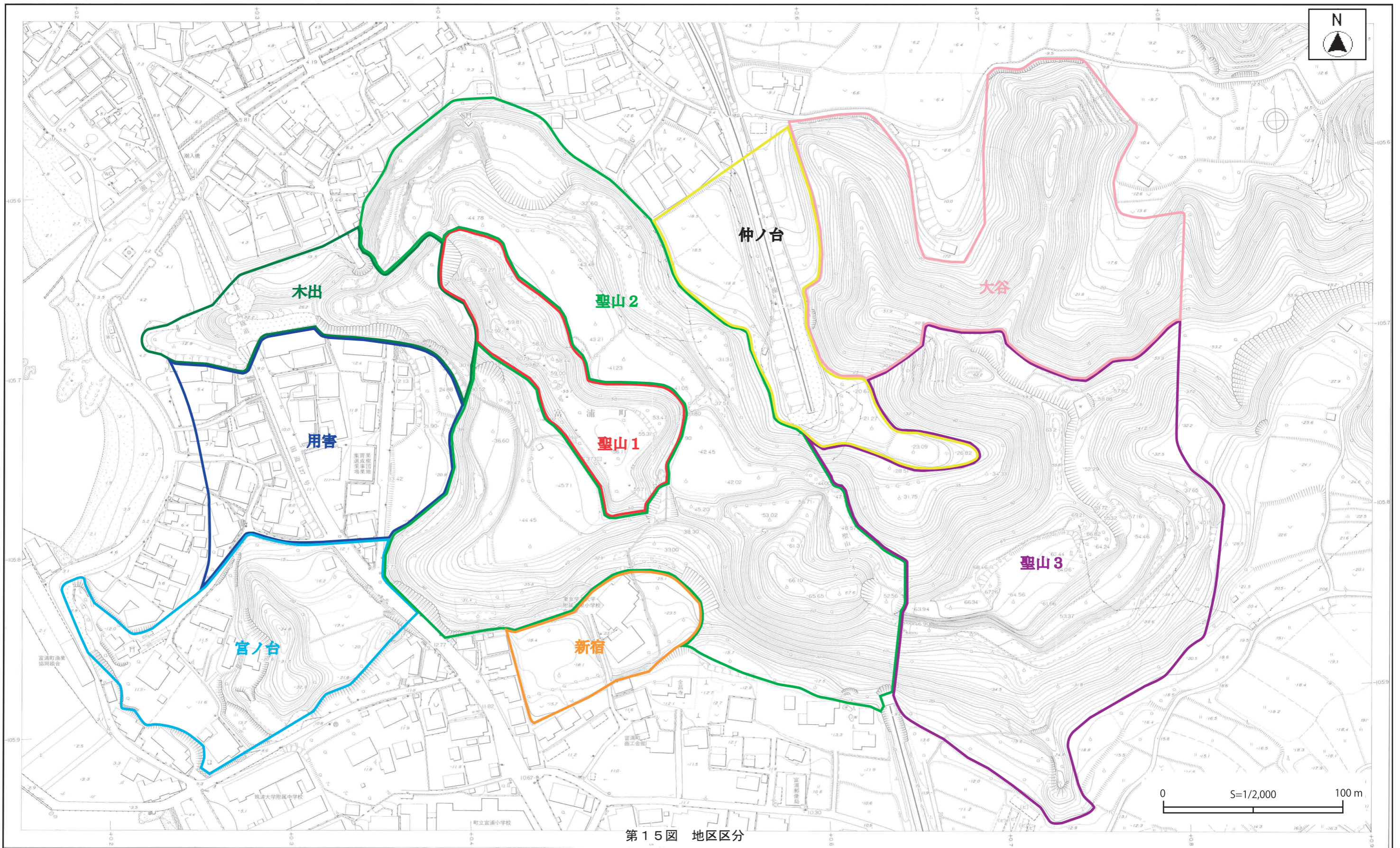


写真8
大房岬から望む房総半島（右）と三浦半島（左）



第14図 岡本城跡縄張り図



第 15 図 地区区分

第7表 地区区分による諸要素の整理

(ひじりやま1) 聖山1	○概要 ・地名「用害」の北東部。
	○本質的価値を構成する要素 ・大きく2つの曲輪（I a・I b郭） ・I a郭北東に切岸・堀（ア・イ） ・I a郭及びI b郭の東側に全長約200m、最大高約10mの切岸（ウ） ・I a郭とI b郭の間に削り残しの土橋（エ） ・発掘調査によりI a郭に柱穴列の検出、常滑甕の出土 ・発掘調査によりI b郭に柱穴とみられる布掘状ピットの検出、貿易陶磁器（青磁・白磁・染付）とかわらけの出土 ・I b郭の出土遺物は、16世紀に位置づけられる ・後北条氏の領地であった三浦半島まで望める眺望
	○地区の評価 ・周辺に細かい曲輪があることから城の主郭として使用か。 ・物見台としての建物の存在が想定されている。 ・北側先端部は監視所としての役割か。 ・貿易陶磁器やかわらけが出土していることから、儀礼行為を行う場として使われた可能性がある。
	○その他の諸要素 ・I b郭は、一部が里見公園となっている。 ・里見公園北側に石造物がある。
(ひじりやま2) 聖山2	○概要 ・地名「用害」東部。 ・主郭を取り囲む腰曲輪群を含む一帯。
	○本質的価値を構成する諸要素 ・I c郭と西側に延びる腰曲輪 ・堀（カ）によって大きく3つに分かれる腰曲輪（II a・II b・II c郭） ・II a郭の最大幅は約25m ・西側の岩盤を曲輪の造成に伴って、切岸（ウ）としての機能を持たせている ・V a郭に続く堀切（キ） ・城郭縁辺部の腰曲輪（III郭） ・腰曲輪を築く時に掘り残された土塁（ソ・タ） ・幅25mの空堀（チ） ・発掘調査によりI c郭に人為的な整地層と掘立柱建物、溝もしくは土坑の一部が検出、陶磁器、銭貨、鉄製品やふいごの羽口が出土 ・発掘調査により焼土が検出
	○地区の評価 ・ふいごの出土から鍛冶工房の存在の可能性。 ・広い平場のため屋敷地とも考えられる。 ・焼土層の出土から「国主御殿」（義康の御殿）候補地として上げられる。常御殿というより儀礼の場か。
	○その他の諸要素 ・幅広い平場を利用したビワ栽培が行われている。 ・北側に、創建時期不明の神社と堂が建立されている。

(ひじりやま3) 聖山	○概要 <ul style="list-style-type: none"> ・聖山1、2区の東側に広がる通称「聖山」の北側部分。 ・城の外郭に相当する地区。
	○本質的価値を構成する要素 <ul style="list-style-type: none"> ・旧地形を利用した帯状曲輪（IV郭） ・枝尾根先端を掘り残し、堀切状になった虎口（ク） ・小面積の腰曲輪2か所からなる4～5人配置できるほどの出丸的施設（ケ）と対面に造られた全長約300mの切岸（コ） ・尾根を分断する堀切（ス） ・尾根を分断する正方形に近い方形プランの深い水堀（通称「榭ヶ池」）（セ） ・石塁状遺構（ツ） ・発掘調査により環状礫集中、整地層、堀と土塁が検出 ・「榭ヶ池」の伝承 ・「愛宕大権現」の伝承
	○地区の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・里見氏が居城するようになってから、防御性と収容力を高めるために、新たに造成されたと考えられている。 ・愛宕大権現があったという伝承から、信仰の場として使われていたことが想定される。
	○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・「里見公遺愛の松の碑」が建てられている。 ・平場はビワ栽培がおこなわれている。 ・ソテツやマテバシイが植えられている。 ・帯状曲輪付近で養蜂が営まれている。 ・東西にわたって農道が通っている。 ・ビワ運搬用のレールが敷設されている。 ・農道沿いに防空壕が開口している。
(おおやつ) 大谷	○概要 <ul style="list-style-type: none"> ・「聖山」の南側部分。 ・城の外郭に相当する地区。
	○本質的価値を構成する要素 <ul style="list-style-type: none"> ・聖山の丘陵尾根端部を利用した小曲輪群か ・尾根先端に造られた切岸（サ）及び堀切（シ）
	○地区の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・里見氏が居城するようになってから、防御性と収容力を高めるために、新たに造成したと考えられている。
(なかのだい) 仲ノ台	○概要 <ul style="list-style-type: none"> ・聖山に取り囲まれている谷部分。 ・昭和年間まで「中ノ台」の字名が確認。
	○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・全体が曲輪として位置づけられる平場（V郭） ・梅王丸が幽閉されたという伝承

(なかのだい) 仲ノ台	○地区の評価 ・聖山に囲まれ、見通しが利かないことから、一族や直臣層の屋敷地や戦時の避難場所と考えられる。
	○その他の諸要素 ・ビワ運搬用のレールが敷設されている。 ・平場でソテツが栽培されている。 ・J R内房線が地区を縦断している。 ・宅地が多い。
(にいじゆく) 新宿	○概要 ・山頂部と山腹部の南麓に位置する、地名「新宿」の北東部。
	○本質的価値を構成する諸要素 ・平面プランがほぼ方形で、沖積地に張り出す曲輪 (V a・V b 郭) ・発掘調査により人為的な整地層が確認
	○地区の評価 ・過去の評価では、里見氏の居館跡と推定されていたが、発掘調査では遺構の検出や遺物の出土がみられなかったため、今後検討が必要である。
	○その他の諸要素 ・平場はビワの栽培が行われている。 ・中央には学校寮が建っている。
(きで) 木出	○概要 ・海に面した丘陵尾根の先端部。
	○本質的価値を構成する諸要素 ・階段状の曲輪群 (VI a 郭) ・切岸整形 (ト) ・土塁と豎堀 (オ・テ) ・観音堂の伝承 ・「木出」地名 ・16世紀代に位置づけられる五輪塔の一部
	○地区の評価 ・観音堂があったという伝承から、信仰の場として使われていたことが想定される。 ・細い曲輪の造成は、主郭の防御強化のためか。 ・宮ノ台地区の大宮八幡神社と対になるように立地していることから、今後民俗学的検討が必要。
	○その他の諸要素 ・直下に逢島隧道が通っている。
(ようがい) 用害	○概要 ・木出地区、宮ノ台地区に囲まれた範囲。
	○本質的価値を構成する諸要素 ・元禄地震以前の標高は約3～4m
	○地区の評価 ・港として機能していたと考えられる。 ・浜については今後検討する必要がある。
	○その他の諸要素 ・国道127号が南北を通っている。 ・宅地が多い。 ・民宿が営まれている。

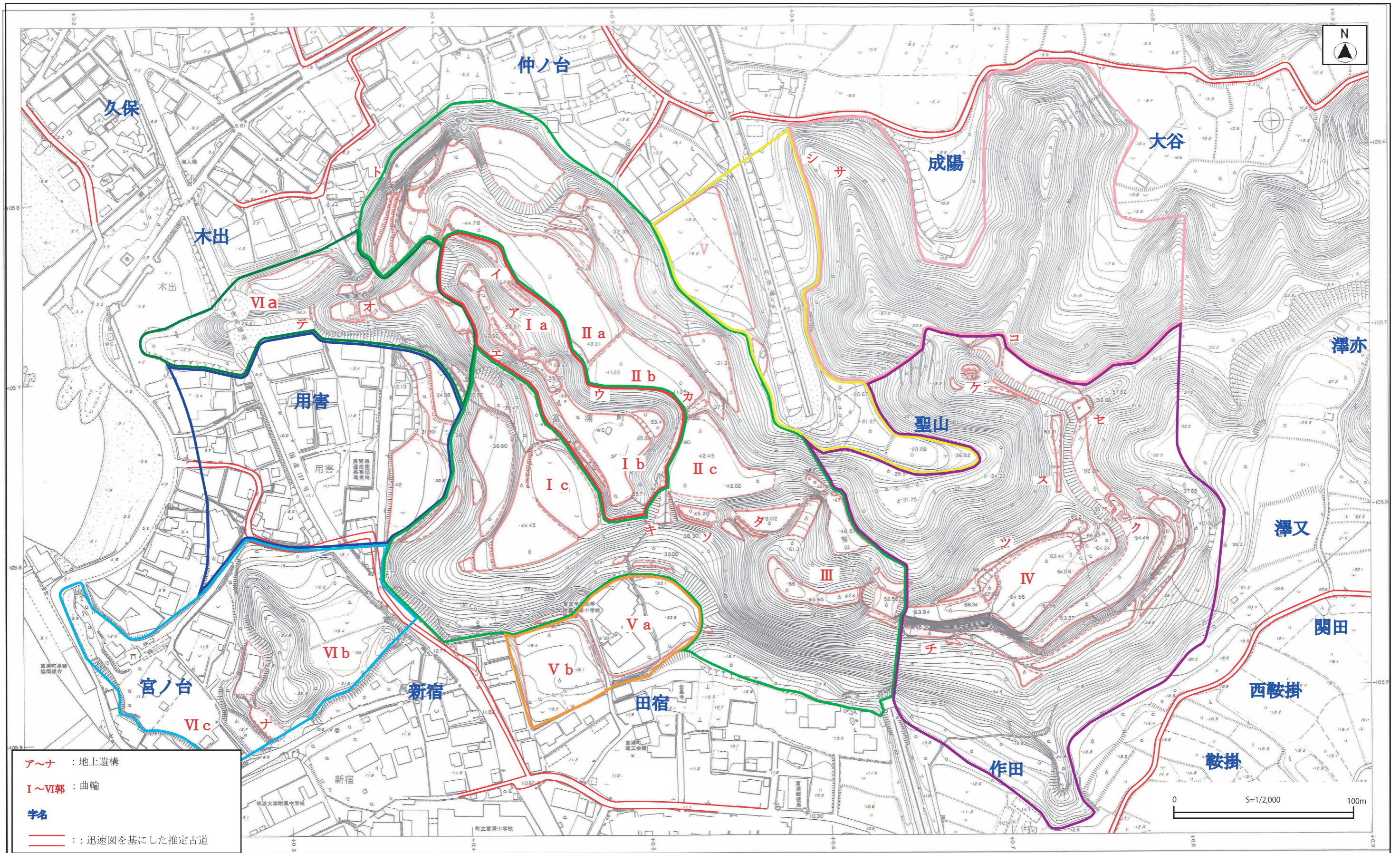
(みやのだい台)	○概要 ・海に面した丘陵尾根の先端部。
	○本質的価値を構成する諸要素 ・山上にある曲輪（VI b・VI c 郭） ・曲輪（VI b・VI c 郭）と尾根先端部を結ぶ通路（ナ） ・発掘調査によってピットが検出され、かわらけと常滑甕が出土 ・大宮八幡神社が所在。
	○地区の評価 ・ピットが検出され、周辺からかわらけや天目茶碗が出土していることから、この平坦面一帯が儀礼の場だった可能性が想定できる。 ・「岡本御西様」（梅王丸か）の居住した可能性。 ・大宮八幡神社が立地していることから、信仰の場として想定される。 ・中世から近世初頭の文書にみられる「八幡宮」、「大宮明神」か。
	○その他の諸要素 ・大宮八幡神社が立地している。 ・宅地が多い。

第8-1表 城郭周辺の本質的価値を構成する諸要素の整理

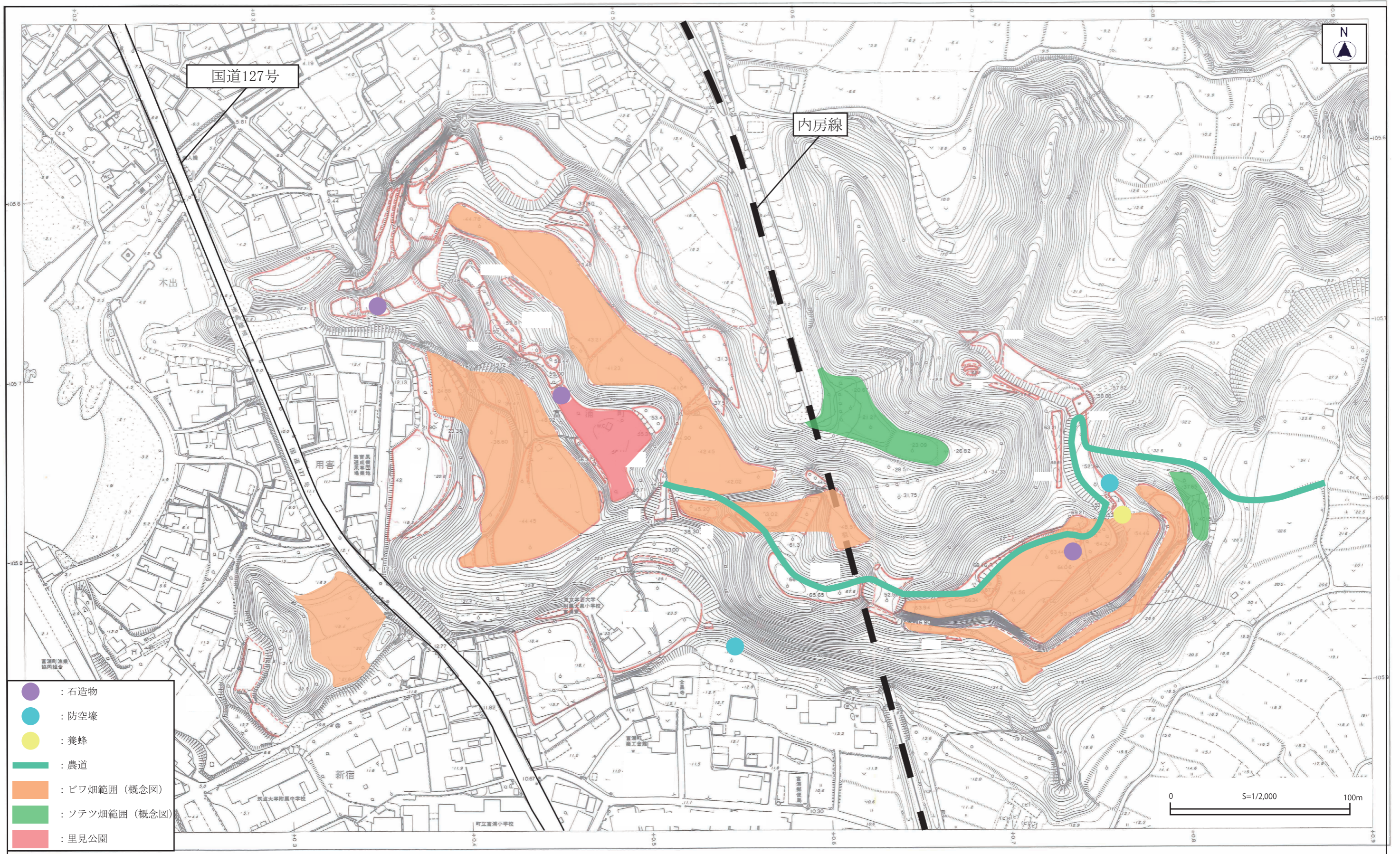
本質的価値を構成する諸要素	神社・寺院	・海禅寺・満蔵寺・正覚寺・全昌寺・法華寺（法花寺）・興禅寺・長泉寺・西方寺・光厳寺・愛宕神社（正善院）
	地名	・久保・木出・仲ノ台・成陽・大谷・用害・聖山・澤又・澤亦・坂口・宮ノ台・新宿・田宿・田島・作田・西鞍掛・鞍掛・関田 など
	人名	・岡本・川名・本田・角田・山本・安田・忍足・加藤
	古文書	・金龍山再興記・長泉寺寄進状・里見分限帳
	彫刻	・岡本元悦位牌・木造十一面観音立像（伝 鶴姫の観音様）・長泉寺大黒天像
	石造物	・里見義頼の墓・青岳尼供養塔・周辺寺院の五輪塔や宝篋印塔
	海	・港・海上交通・水軍の存在
	河川	・汐入川・豊年川・岡本川
	地形・地質	・港を取り込んだ構造・旧地形・凝灰岩質の加工しやすい地質
	歴史的景観	・古道・城下の地割
	城・砦	・宮ノ台遺跡
やぐら	・坂本やぐら・和田横穴群転用やぐら・金毘羅様やぐら・和田横穴群転用やぐら・青木やぐら	

第8-2表 城郭周辺の本質的価値を構成する諸要素の整理

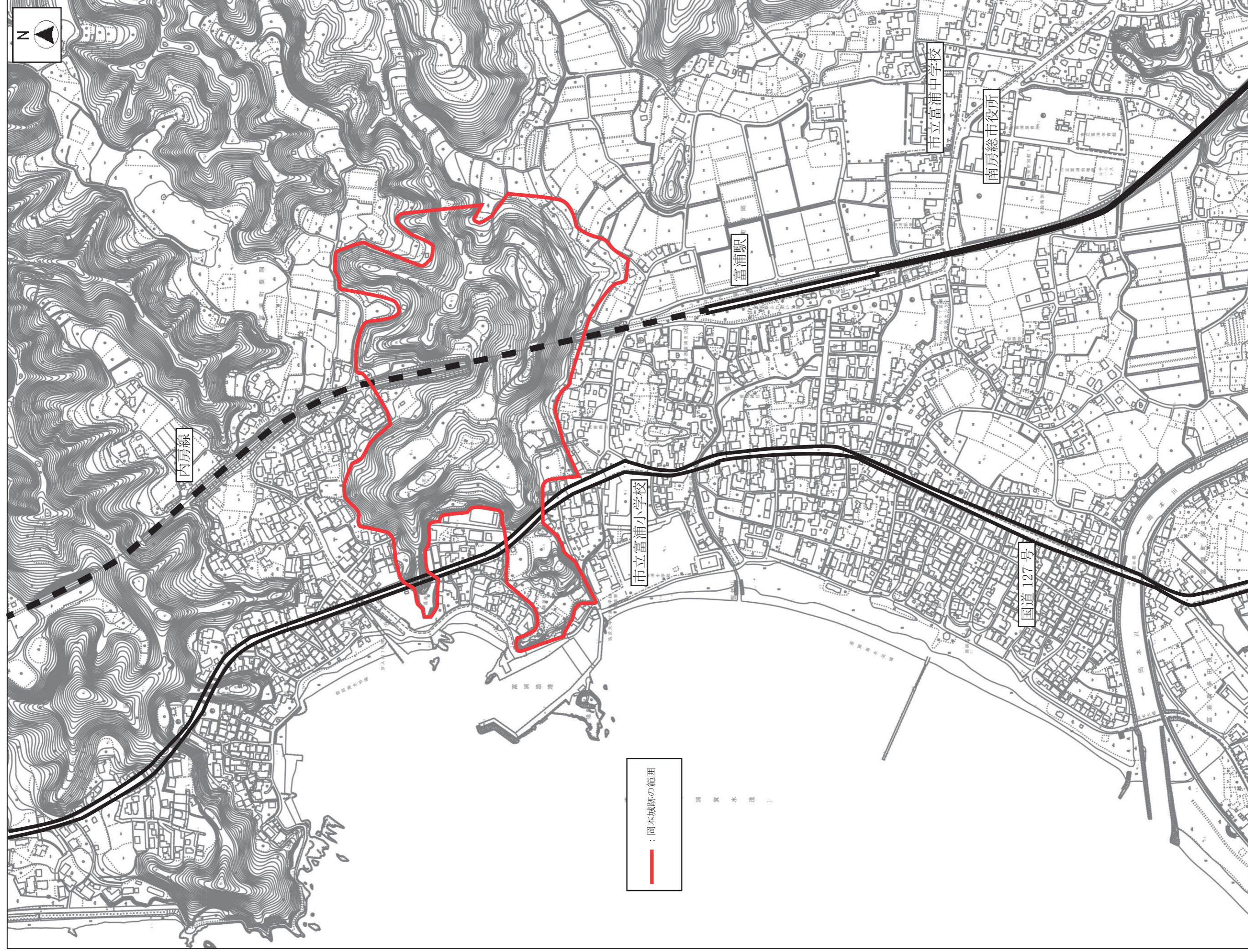
その他の諸要素	神社・寺院	・年代不詳な神社・寺院
	植生	・ビワ・ソテツ・ハラン・マテバシイ
	気候	・温暖多湿な海洋性気候
	生態	・スズメなどの鳥類の生息 ・イノシシやアライグマなどの有害鳥獣の生息
	道路	・国道127号・旧道・市道・法定外道路
	鉄道敷地	・JR内房線・富浦駅
	宅地	・民家・民宿
	学校	・市立富浦小学校・市立富浦中学校 ・筑波大学附属小学校学校寮・東京学芸大学附属大泉小学校学校寮
	農業	・田畑・水田・各種果樹栽培 など
	官公庁	・市役所



第16図 本質的価値を構成する諸要素



第17図 その他の諸要素



第19図 城郭の周辺地域を構成するその他の諸要素



【聖山1】曲輪（I a 郭）



【聖山1】土橋



【聖山1】眺望



【聖山2】腰曲輪（II c 郭）



【聖山2】堀切



【聖山2】石塁状遺構



【聖山3】腰曲輪（IV 郭）



【聖山3】水堀（榎ヶ池）

写真9-1 城郭を構成する諸要素



【大谷】尾根上の曲輪



【仲ノ台】平場



【新宿】方形プランの平場



【木出】丘陵尾根の先端部



【用害】港部分



【宮ノ台】曲輪



【宮ノ台】通路状遺構



【一部】見学路

写真 9-2 城郭を構成する諸要素



【聖山1】里見公園



【聖山1】石造物



【聖山2】房州ビワ



【聖山2】稲荷神社



【聖山3】聖大権現碑（左）と里見公遺愛の松の碑（右）



【聖山3】農道



【聖山3】ビワ運搬用レール



【聖山3】防空壕

写真10-1 その他の諸要素



【仲ノ台】内房線



【新宿】学校寮



【木出】逢島隧道



【用害】国道 127 号

写真 10-2 その他の諸要素



【本質的】全昌寺



【本質的】里見義頼の墓



【本質的】青岳尼供養塔



【本質的】汐入川



【本質的】古道



【その他】富浦駅



【その他】市立富浦小学校



【その他】市役所

写真10-3 その他の諸要素

第4章 史跡の現状・課題

当章では、史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の現状と課題を上げ、整理する。

第1節 保存管理の現状・課題

現在上げられる現状と課題は、大きく10項目である。史跡指定地は、ビワを栽培している民有地が多いため、当面は土地所有者による管理が継続される。現在営まれている生活や生産と史跡保護が、どのように共存できるかが課題である。城跡が丘陵に立地しているため、樹木が繁茂している箇所がある。放置すると来訪者の通行を妨げてしまう恐れがある。また、当史跡の本質的価値の一つである眺望も妨げられてしまっており、伐採や除草といった管理が必要である。さらに、城跡の一部が土砂災害警戒区域及び急傾斜地警戒危険区域に指定されている。このため適切な手法で法面保護をし、遺構の保全を図るとともに安全対策を講じることが必要である。

現状と課題の各内容については、下記のとおりである。

○史跡管理状況【地区共通】

- ・巡回は不定期に実施しているが、史跡指定地の災害に関する情報は、土地所有者からの情報に頼っている。そのため定期的な巡回と危険箇所の把握が必要となる。
- ・史跡指定地の範囲を、現地で確認することが難しい。そのため、史跡指定地を明示する境界標の設置が必要となる。
- ・既存の説明板や案内板は、設置から年数が経過している。経年劣化した設置物は、更新または撤去する必要がある。

○現在の生活との共存【地区共通】

- ・ビワなどが栽培されている丘陵である。そのため民有地が多く、事業の推進には一定の配慮が必要である。継続的な個別協議を要する。
- ・ビワ運搬用のレールが設置されている。こうした生産に必要な設備の新設、更新または撤去する場合に対応できる現状変更取扱基準を設定し、これを周知していく必要がある。
- ・史跡の一部が、市の地域防災計画の中で一時避難場所として指定されている。災害時にも利用できるように、史跡を適切に管理していく必要がある。

○各種調査【地区共通】

- ・発掘調査や文献調査が、継続して実施できていない。各事業の実施にあたっては、新たな知見が求められるため、計画を立てて実施していく必要がある。

○景観【地区共通】

- ・樹木が伸びて眺望を妨げている。土地所有者の了承を得ながら、伐採や除草等の日常的な植生管理が必要となる。

○防災・安全対策【地区共通】

- ・見学路に草木が繁茂しており、通行が妨げられてしまう恐れがある。伐採や除草等の日常的な植生管理が必要となる。

- ・立ち枯れた樹木がのこされている。伐採または地下遺構に影響が及ばない場合は、伐根が必要である。
- ・史跡の一部が、土砂災害警戒区域及び急傾斜地警戒区域に指定されている。適切な手法での法面保護を施し、遺構の保全を図るとともに安全対策を講じる必要がある。
- ・防空壕が開口している箇所がある。崩落の危険などから立入りの制限が必要となる。
- ・枿ヶ池をはじめとした高低差のある遺構を公開する場合、来訪者が転落する恐れがある。注意喚起や転落防止の対策が必要となる。

○体制【地区共通】

- ・史跡管理には、関係法令と諸計画に関わる庁内の関係部局との連携が不可欠である。しかし、現状は事案発生ごとに個別に協議を行っている。情報共有や協力体制を構築するために、定期的な庁内会議を開催する必要がある。
- ・城郭内には国道とJR内房線が通っている。これらを管理する国土交通省や千葉国道事務所、内房線を運行する東日本旅客鉄道株式会社（以下：JR）との連絡体制の構築が必要となる。
- ・土地所有者とは、事案発生ごとに個別協議を行っている。それぞれの土地所有者と定期的な情報共有が必要である。

○有害鳥獣【地区共通】

- ・イノシシやアライグマなどの有害鳥獣が生息している。地表面の掘り返しなど遺構を毀損する恐れがあるため、防獣柵設置などの対策が必要である。また、冬季は有害鳥獣駆除期間が設けられており、来訪者への注意喚起が必要となる。

○里見公園の利活用【聖山1】

- ・里見公園の維持管理は地元有志の組織が行っている。今後も管理を継続して依頼する必要がある。
- ・既存のゴミ箱やベンチなどの設置物は、来訪者の利用が想定される。経年劣化した設置物は、更新または撤去する必要がある。

○農道の利活用【聖山3】

- ・ビワ栽培などのために敷設された農道が城郭内を通っている。こうした生産に必要な施設の新設、更新または撤去する場合に対応できる現状変更取扱基準を設定し、これを周知していく必要がある。
- ・土地所有者が、軽トラックで畑まで行くために利用している。来訪者の安全対策が課題となる。

○未指定地【地区共通】

- ・未指定地については、埋蔵文化財包蔵地として取り扱っている。城跡の一体的な保存のため、史跡の周知を図り、可能な限り追加指定や公有化の協議を進めていく必要がある。

第2節 活用の現状・課題

現在上げられる現状と課題は、大きく8項目である。特に普及啓発事業の実施が、重要な課題である。現在まで市が史跡を活用した事業は少なく、史跡の価値を周知する活用事業が求められる。しかし、史跡を公開していくうえでは私有地が多いため、公開区域の範囲は土地所有者との協議が必要である。見学動線は、これらの協議と並行して設定していく必要がある。

現状と課題の各内容については、下記のとおりである。

○普及啓発事業【地区共通】

- ・市の各部局で、城跡を活用したイベントを開催できておらず、十分な利活用が図れていない。文化財主管課が社会教育の場として活用してだけでなく、観光や農業の側面からの活用も課題である。
- ・市のホームページやSNS等での情報発信がされていない。複数の情報発信の方法が必要となる。
- ・継続的な発掘調査が実施できていない。発掘調査を含めた各種調査を実施し、調査で得られた知見を公開する必要がある。

○公開区域【地区共通】

- ・農地として利用されている土地は私有地である。土地所有者の意向に沿った公開区域の設定が必要になる。

○動線【地区共通】

- ・城跡には説明板が1か所、案内板が4か所しかない。来訪者は里見公園を目的に訪れるだけとなっている。城の本質的価値を示す説明板や見学動線に沿った案内板の設置が必要となる。
- ・既存看板はそれぞれ仕様が異なっているため、統一した仕様が必要となる。

○史跡活用の拠点【地区共通】

- ・史跡を活用するための拠点施設が無い。来訪者が利活用する史跡周辺施設についても検討が必要である。
- ・遠くから確認しても史跡の位置や存在がわかりづらい。樹木の伐採や建物の設置が課題となる。

○アクセス【地区共通】

- ・城跡には南東約400mに富浦駅、南東約1.8kmには富津館山道路富浦ICが所在するなど、電車や自家用車で訪れやすい環境である。こうした交通手段を利用する人々にも、史跡の存在を周知していく方法が必要となる。

○里見公園【聖山1】

- ・里見公園はかつて桜の名所として観光客が訪れていた。しかし、現在桜が立ち枯れてしまっている。ゴミ箱やベンチなどが設置されており、史跡における休憩場所として活用が見込まれる。里見公園を活かした活用方法の検討が必要である。

○農道の利活用【聖山3】

- ・ビワ栽培などのため敷設された農道が城郭内を通っている。土地所有者が軽トラックで畑まで行くために利用している。利活用については土地所有者と協議が必要である。

○未指定地及び一部の地区

- ・未指定地や散策路のない地区（大谷・木出）、そして民家が多い地区（用害）は、史跡もしくは遺跡としての活用方法について長期的な検討を要する。

第3節 整備の現状・課題

現在上げられる現状と課題は、大きく7項目である。国史跡に指定されてから大規模な整備事業は行っていない。そのため全ての項目について、条件が整った場所から随時整備していくことが求められている。実施にあたっては、整備の指針となる整備計画の策定が必要となる。

現状と課題の各内容については、下記のとおりである。

○整備計画

- ・平成24年に国史跡の指定をされてから、大規模な整備は行われていない。継続した史跡の保存整備のため、指針となる整備計画の策定が必要となる。

○見学路

- ・見学路や農道が整備されているのは、城跡の一部に留まっている。見学動線の設定とその整備が必要となる。

○防災・安全対策

- ・史跡の一部が、土砂災害警戒区域及び急傾斜地警戒区域に指定されている。適切な手法での法面保護を施し、遺構の保全を図るとともに安全対策を講じることが必要である。
- ・柵ヶ池をはじめとした高低差のある遺構を公開する場合、来訪者が転落の恐れがある。注意喚起や転落防止の対策が必要となる。

○共通のサイン

- ・城跡には説明板が1か所、案内板が4か所しかない。来訪者は里見公園を目的に訪れるだけとなっている。城の本質的価値を示す説明板や見学動線に沿った案内板の設置が必要となる。

○各種施設の整備

- ・史跡を活用するための拠点施設がない。史跡の情報発信の拠点となるガイダンス施設の設置が課題である。
- ・防犯灯が無く、日中でも薄暗い場所がある。関係部局と協議のうえ、設置可能な防犯設備の設置が必要となる。
- ・駐車場やトイレなど来訪者が利用する便益施設がない。来訪者が利用可能な施設の設置が必要となる。

○遺跡空間の表現

- ・ 史跡内に中世当時を想起できる設備がない。継続的に発掘調査をはじめ各種調査を実施し、その成果を元にして遺構復元や平面表示を行い、来訪者が史跡について理解が深められる工夫が必要である。

○未指定地及び一部の地区

- ・ 未指定地や散策路のない地区（大谷・木出）や民家が多い地区（宮ノ台）は、当面整備が困難であり、整備方法は長期的な検討を要する。

第4節 運営・体制の現状・課題

現在上げられる現状と課題は、大きく3項目である。史跡の保護に関する事業は、現在市教育委員会が計画・立案している。今後将来にわたって史跡保護を持続させるためには、実施体制が必要であり、関係機関や庁内での定期的な協議が必要である。

現状と課題の各内容については、下記のとおりである。

○長期的な事業計画

- ・ 現在保存活用計画の策定をはじめとした史跡の保護に関する事業は、市教育委員会が運営している。将来にわたる史跡保護のためには、専門職員の配置など安定した実施体制が必要となる。
- ・ 保存管理事業、活用事業、そして整備事業と史跡の保護は多岐にわたる。事業を推進していくためには、安定した予算確保が課題となる。

○連絡体制

- ・ 史跡の保護のためには、関係法令と諸計画に関わる庁内の関係部局との連携が不可欠である。しかし、現状は事案発生ごとに個別協議を行っている。情報共有や協力体制を構築するために、定期的な庁内会議を開催する必要がある。
- ・ 城郭内を通る国道を管理する国土交通省や千葉国道事務所、J Rとの連絡体制の構築が必要となる。
- ・ 土地所有者とは事案発生ごとに個別協議を行っている。それぞれの土地所有者と定期的な情報共有が必要である。

○協力体制

- ・ 岡本城跡を活用しているNPOと連携した事業を実施できていない。より良い活用方法を検討し、連携した事業が課題となる。
- ・ ボランティアガイドがないため、常時史跡の解説ができない。ボランティア団体の立ち上げと育成が課題となる。
- ・ 地元住民をはじめとした市民と協働で行う事業を実施できていない。地元有志との協力体制の構築が課題となる。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

「関東の雄、後北条氏と対峙した里見氏の城」 ～ビワ畑がのこした戦国の城～

史跡里見氏城跡岡本城跡は、戦国時代に房総半島南部を治めた里見義頼が本城とした中世城郭である。里見氏の城郭群の中でも大規模であり、かつ、構造が複雑である岡本城は戦国時代の房総半島南部における政治・軍事情勢の推移を示すため、重要な遺跡であることから、平成24年に国の史跡に指定された。

この貴重な歴史的文化遺産である遺跡を、将来にわたり確実に保護し、次世代に継承するため、適切な保存・管理を継続して実施する必要がある。史跡内で発生しうる行為の取扱基準を明確に設定し、保存のための制限をかけながら、史跡の価値を今後将来にわたって保護していくことを目指す。また、城郭として本質的価値が残っている箇所は、積極的に史跡の追加指定をしていく。

史跡の重要性を広く周知し、市内者には学校教育・社会教育・生涯学習の場として、市外者には観光資源や研究材料の一つとしての活用を図る。

これら史跡の保護・活用のため、施策を短期的・中長期的に実施する項目に整理し、設定期間ごとに順次整備していく。

継続した整備事業のため、庁内の関係部局と連携を図りながら、市民の協働を得て整備事業を推進していく。

詳細については、以降各章に記載する。

第2節 基本方針

- I 貴重な歴史的文化遺産である遺跡を、将来にわたり保護するため、適切に保存・管理を実施していく。
- II 史跡の重要性を広く周知し、来訪者が岡本城や里見氏のみならず、この土地の歴史に対し、興味・関心を高めてもらえるような活用事業を展開する。
- III 来訪者が中世当時の城郭の姿を想起でき、かつ、本質的価値をアピールできるような整備を現状を生かしながら目指す。
- IV 協力体制を整えて、本保存活用計画を元に整備事業を実施していく。
- V 館山市をはじめとする里見氏城跡を有する近隣市町と連携しながら、事業を実施していく。

第6章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

第3章において史跡を構成する諸要素について、第4章において現状及び課題を整理した。これを受けて、史跡を適切に保存管理していくための保存管理基本方針を下記のとおりとする。

<保存管理基本方針>

- I 現在までのこされてきた史跡を、将来にわたって保護していくために、適切な保存管理を行う。
- II 現代の生活や生産と共存できる史跡の保存管理を目指す。
- III 土地所有者と協議を重ねて、理解と協力を得て保存管理を行う。

第2節 保存管理の方法

1 保存管理の方法

特定した諸要素を踏まえ、地区区分ごとの保存管理の方法を第9表（p. 62 参照）のとおりとする。また未指定地が多い地区については、指定地と未指定地に区分して表を整理した。

2 現状変更の取扱方針

史跡は将来にわたって、保存されるべきである。しかし、やむを得ず史跡内で発生する開発行為等に対しては、下記の基本方針に基づき、実施するものとする。

当該史跡は民有地が多く、土地所有者がビワ栽培などの生産を行っている。現況の生産を継続したまま、史跡の保護を図れることが望ましい。

<現状変更基本方針>

- I 現状変更等をしようとする場合は、その行為の内容と規模の大小に関わらず、事前に管理団体である南房総市と必ず協議を行うこととする。
- II 現状変更等を行う場合は、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可が必要である。
- III 現状変更等のうち軽微な行為の場合は、同法施行令第5条第4項の規定により、南房総市が許可に係る事務を行う。

3 現状変更の取扱基準

現状変更の基本方針については2で定めたとおりだが、主な現状変更行為と取扱基準を第10表（p. 66 参照）のとおりまとめた。土地所有者または事業者から協議が図られた場合、市教育委員会は必要に応じ、千葉県教育委員会及び文化庁と協議を行なうものとする。

また、各地区で想定される現状変更等に関する行為を第11表（p. 67 参照）のとおりまとめた。

4 追加指定の方針

周知の埋蔵文化財包蔵地を岡本城の範囲として取扱う。しかし、現地踏査や調査等により範囲外から城郭に関する成果が発見された場合は、範囲の変更を検討する。

また、城郭の範囲内で重要であると判断した場合は、土地所有者や事業者と協議を図り、追加指定及び公有化を検討する。

既指定地については、土地所有者と協議のうえ、公有化を検討する。

岡本城跡の範囲と既指定地は第 20 図 (p. 68 参照) のとおりである。

5 公有化の方針

史跡を保存管理していく上で必要であることから公有化を進めていく。その中でも短期的に活用・整備を進める地点から、優先的に公有化の検討を行う。

なお指定地内に所在する神社・寺院については、現在も信仰の対象となっている。これらの施設は、今後も継続して存続すると考えられることから、畑地と併せて、土地所有者と協議しながら史跡の保存管理に努める。

6 岡本城の調査・研究

過去に発掘調査が 3 回、史資料調査が 1 回実施されているが、各種事業の推進にあたってはさらなる知見が求められる。より岡本城の本質的価値やその他の諸要素を確認し、史跡としての価値を広く周知していくために継続的な調査を実施していく。

地区区分ごとの諸要素と保存管理の方法を下表のとおり整理した。諸要素については、第7表（p.41 参照）で整理した内容を再掲している。

地区に未指定地が多い地区については、未指定地の扱いを分けて整理した。

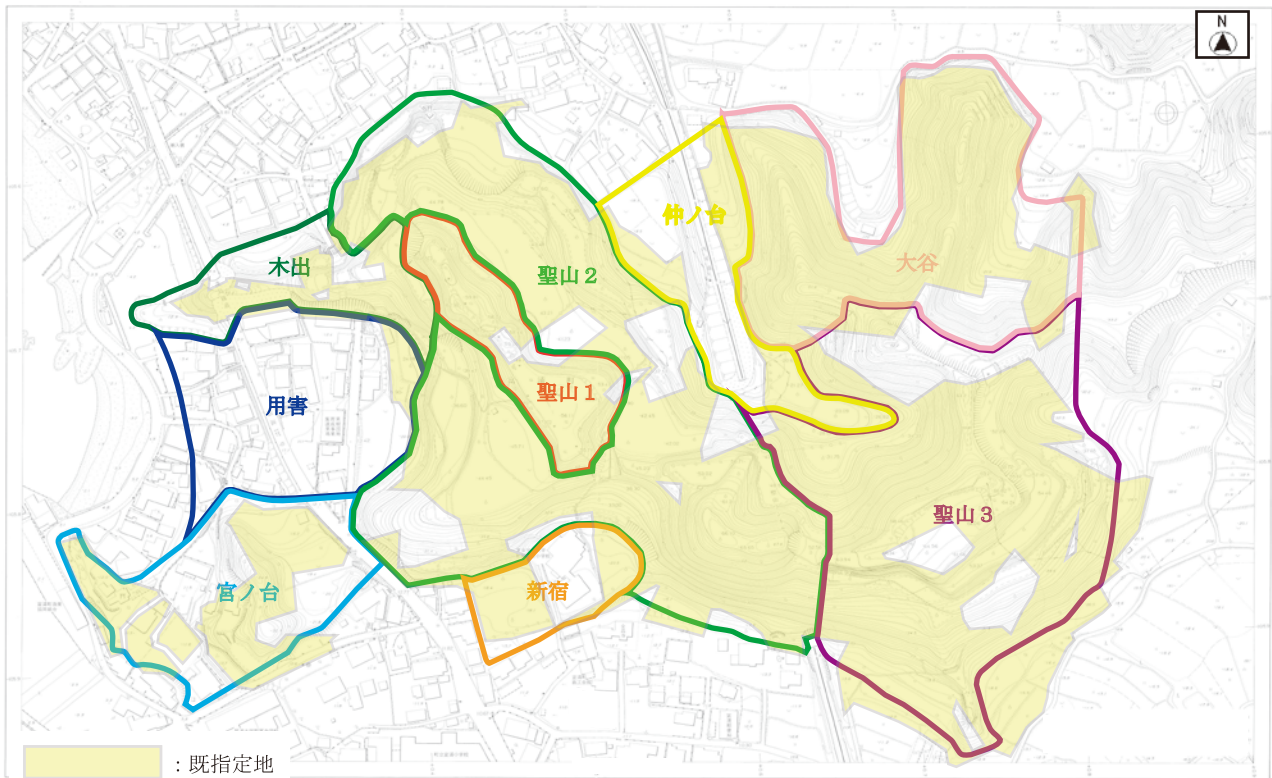
第9表 地区区分の諸要素と保存管理の方法

	諸要素	保存管理の方法
地区共通	<p><保存管理の方法></p> <p>一体的な史跡管理のため、土地所有者の同意が得られた場合は、史跡指定及び公有化する。</p> <p>土地所有者と協議し、理解と協力を得て保存管理を進めていく。</p> <p>私有地は、土地所有者が管理する。</p> <p>史跡指定地に境界標や標柱を設置し、史跡範囲を明示する。</p> <p>管理団体である南房総市が、定期的に巡回をして、諸問題が発生した場合、いち早く対応できるようにする。</p> <p>継続的に発掘調査を実施し、史跡の諸要素を適切に把握していく。</p> <p>安全性を確保するため、不要な樹木を伐採・除草する。</p> <p>見学路の維持管理を定期的に行い、来訪者が通行しやすい環境を整備する。</p> <p>史跡に関わる関係機関との連絡体制を構築する。</p> <p>現状変更取扱基準を基に、史跡内で発生する開発行為を制限する。</p> <p>落石防止ネットや注意喚起標識の設置などを進め、地上遺構の保存及び安全性の確保に努める。</p> <p>農道の利用について、土地所有者と協議し、必要な安全対策を講じる。</p> <p>計画的に発掘調査をはじめとした各種調査を行う。</p>	
(ひじりやま1) 聖山1	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堀・土橋） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） ・眺望 <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園 ・石造物 	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <p>遺構の保全と眺望の確保のため、段階的に樹木の伐採をする。</p> <p>○その他の諸要素</p> <p>里見公園としての利活用を存続していく。地元が維持管理を行っており、今後も継続して地元と連携する。</p> <p>里見公園のベンチやゴミ箱などの設置物、そして説明板が経年劣化した場合は更新、撤去していく。</p> <p>石造物は、廃城後の歴史を物語るものなので、公園の維持管理の中で保存していく。</p>
(ひじりやま2) 聖山2	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堀切・土塁・空堀） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビワ栽培 ・神社 	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <p>見通しが利かない部分が多いため、植生管理として伐採や除草を実施する。</p> <p>○その他の諸要素</p> <p>神社は宗教施設であることから、信仰的な性格を尊重していく。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(ひじりやま3) 聖山</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・虎口・切岸・堀切・水堀・石塁状遺構） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） ・伝承 <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビワ栽培 ・ソテツ栽培 ・養蜂 ・農道 ・鉄道敷地 ・防空壕 	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <p>生産が営まれている間は、現状の保存管理を維持していく。</p> <p>○その他の諸要素</p> <p>農道を中心とした土地の管理は、土地所有者と協議を図っていく。</p> <p>石造物は、廃城後の歴史を物語るものなので、維持管理の中で保存していく。</p> <p>防空壕は、危険があるため立入りの制限などが必要である。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(おおやつ) 大谷</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・切岸・堀切） ・伝承 	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <p>見通しが利かない部分が多いため、伐採や除草を実施する。</p> <p>今後は管理道路を兼ねた見学路の整備が必要となる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(なかのだい) 仲ノ台</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪） <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソテツ栽培 ・宅地 	<p>○本質的価値</p> <p>生産が営まれている間は、現状の保存管理を維持していく。</p> <p>○その他の諸要素</p> <p>史跡の価値や範囲を周知し、景観保全などについて協議が必要になる。各施設管理者が、適切な管理を継続して行う。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">仲ノ台（未指定地）</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪） <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソテツ栽培 ・鉄道敷地 ・宅地 	<p>○本質的価値</p> <p>土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。</p> <p>今後は条件が整った地点から追加指定を進める。</p> <p>○その他の諸要素</p> <p>土地所有者の管理が継続される。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(にいじゆく) 新宿</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪） ・埋蔵文化財 <p>○その他の諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビワ栽培 	<p>○本質的価値を構成する諸要素</p> <p>生産が営まれている間は、基本的に現状の保存管理を維持していく。</p>

<p>新宿 (未指定地)</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素 ・地上遺構（曲輪） ・埋蔵文化財</p> <p>○その他の諸要素 ・小学校の学校寮</p>	<p>○本質的価値 土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。 今後は条件が整った場所から追加指定していく。</p> <p>○その他の諸要素 土地所有者の管理が継続される。</p>
<p>木出 (きで)</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素 ・地上遺構（曲輪・切岸・竪堀・土塁） ・寺社仏閣 ・石造物 ・地名 ・伝承</p> <p>○その他の諸要素 ・隧道 ・宅地</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素 生産が営まれている間は、地下遺構が保存されるため、基本的に現状の保存管理を維持していく。 現在は関係者以外立入ることができないため、管理道路の整備が必要となる。</p> <p>○その他の諸要素 土地所有者の管理が継続される。</p>
<p>木出 (未指定地)</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素 ・地上遺構（曲輪・切岸・竪堀・土塁） ・寺社仏閣 ・石造物 ・地名 ・伝承</p> <p>○その他の諸要素 ・隧道 ・宅地</p>	<p>○本質的価値 土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。 今後は条件が整った場所から追加指定していく。</p> <p>○その他の諸要素 土地所有者の管理が継続される。</p>
<p>用 (未指定地) (ようがい)</p>	<p>○本質的価値を構成する諸要素 ・歴史的景観</p> <p>○その他の諸要素 ・宅地 ・道路</p>	<p>○本質的価値 全域が、未指定地の宅地で占められている。土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。 今後は条件が整った場所から追加指定していく。</p> <p>○その他の諸要素 土地所有者の管理が継続される。</p>

	諸要素	保存管理の方法
(みやのだい)	<ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地上遺構（曲輪・通路状遺構） ・埋蔵文化財（検出遺構・出土遺物） ・神社 ・伝承 ○その他の諸要素 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 	<ul style="list-style-type: none"> ○本質的価値を構成する諸要素 <p>神社は宗教施設であることから、その信仰的性格を尊重していく。</p> ○その他の諸要素 <p>宅地部分は、土地所有者に史跡の価値を周知することで、遺跡の保護が保たれることが望ましい。</p> <p>道路は、地域住民の生活を踏まえた活用方法を検討する。</p>



地区区分概念図

第10表 現状変更取扱基準

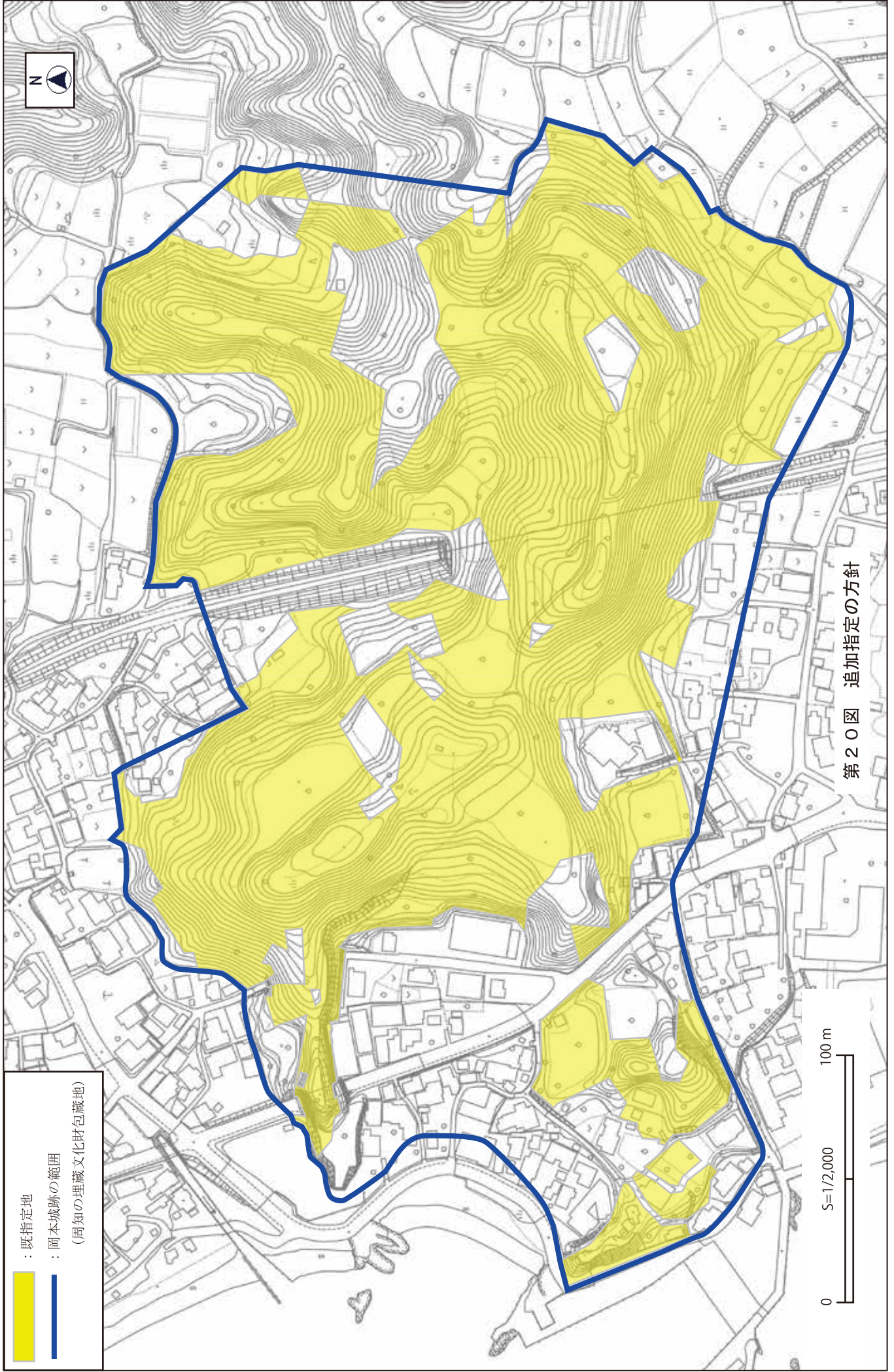
項目	取扱基準の内容	備考	許可区分
畑	植替え	地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。	市
	営農	現在行っている生産を継続する場合は、許可を要しない。	不要
	植栽	原則として現状変更を認めない。 ただし、地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。	文化庁
	伐採	根より上の部分での伐採については、認めるものとする。	市
	伐根	原則として現状変更を認めない。	文化庁
植栽	維持管理	日常的な管理（投払い）は許可を要しない。	不要
	新築	原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡整備のための設備や便益施設に関しては、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	文化庁
	増築・改築	原則として現状変更を認めない。 ただし、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	文化庁
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕）は許可を要しない。	不要
	除却	地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。（註1）	市
	新築	原則として現状変更は認めない。 ただし、史跡整備のための小規模建造物もしくは二年以内の期間を限って設置されるものは、地下遺構に影響を及ぼさない場合認めるものとする。	掘削を伴う 文化庁
	増築・改築	地下遺構に影響を及ぼさず、二年以内の期間を限って設置されるものは認めるものとする。	掘削を伴わない 市
小規模建造物	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕）は許可を要しない。	掘削を伴う 文化庁
	除却	地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。（註1）	掘削を伴わない 市
	設置	原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡整備のための工作物もしくは現在行われている生産に伴うものは、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	掘削を伴う 文化庁
	改修	既存工作物から規模や位置に大きく変更が生じないよう実施するうえで認めるものとする。	掘削を伴う 文化庁
	除却	地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。（註1）	掘削を伴わない 市
工作物	設置	原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡整備のための工作物もしくは現在行われている生産に伴うものは、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	掘削を伴う 文化庁
	改修	既存工作物から規模や位置に大きく変更が生じないよう実施するうえで認めるものとする。	掘削を伴う 文化庁
	除却	地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。（註1）	掘削を伴わない 市
	新設・拡張	原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡整備のための道路整備は、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	掘削を伴う 文化庁
道路	修繕	公共的に必要な改修などは、地下遺構に影響を及ぼさない場合、認めるものとする。	掘削を伴う 文化庁
	維持管理	日常的な管理は許可を要しない。	不要
	除却	地下遺構に影響を及ぼさない場合は、認めるものとする。	市
土地	掘削	原則として現状変更を認めない。	文化庁
	盛土	原則として現状変更を認めない。	文化庁
	切土	原則として現状変更を認めない。	文化庁
	発掘調査及び保存整備	目的や方法、範囲を検討した上で、史跡の保存と活用に資する目的で実施するものについては認める。	文化庁

（註1）除却であっても、築50年を経過した建築物・小規模建造物・工作物については、文化庁の許可が必要である。

第11表 地区ごとの現状変更取扱基準

	畑	植栽	建築物	小規模建築物	工作物	道路	土地
聖山1	-	史跡整備のためもしくは根腐れしているものについて、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	史跡整備のための休憩施設について、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	説明板の更新について、規模または範囲の変更がない場合認める。	見学路について、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	
聖山2	現在行っている生産については許可を要しない。植替えについては地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	神社の増築・改築は地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	現在行っている生産に伴う工作物または史跡整備のための設置物については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	農道の日常管理は許可を要しない。拡幅や改築については地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	
聖山3	現在行っている生産については許可を要しない。植替えについては地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	-	現在行っている生産に伴う工作物または史跡整備のための設置物については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	農道の日常管理は許可を要しない。拡幅や改築については地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	
大谷	-	史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	-	-	史跡整備のための見学路は、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	
仲ノ台	現在行っている生産については許可を要しない。植替えについては地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	宅地の新築は原則として認めない。増築、改築、除却は地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	現在行っている生産に伴う工作物または史跡整備のための設置物については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	原則として現状変更を認めない。ただし史跡の毀損等の応急処置については許可を要しない(註)。
新宿	現在行っている生産については許可を要しない。植替えについては地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	原則として現状変更を認めない。ただし、日常管理は許可を要しない。	-	-	原則として現状変更を認めない。ただし、史跡整備に伴う道路については地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	
木出	-	史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	原則として現状変更を認めない。ただし、日常管理は許可を要しない。	-	-	
用書	-	-	宅地の新築は原則として認めない。増築、改築、除却は地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	-	日常管理は許可を要しない。拡幅や改築は地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	
官ノ台	現在行っている生産については許可を要しない。植替えについては地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	史跡整備のための伐採については、地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	神社の増築・改築は地下遺構に影響を及ぼさない場合認める。	-	-	-	
未指定地	周知の埋蔵包蔵地として文化財保護法92条～99条に規定された取扱いを行う。 土地所有者と協議し、追加指定を進めていく。						

(註) 個別案件については適宜、市教育委員会に協議を要する。



第20図 追加指定の方針

■ : 既指定地
— : 岡本城跡の範囲
(周知の埋蔵文化財包蔵地)

0 100 m
S=1/2,000

第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

史跡の価値を広く周知し、活用していくための活用基本方針を、下記のとおりとする。

<活用基本方針>

- I 史跡全体の範囲や価値を広く周知していく。
- II 史跡内で生産を営んでいる土地所有者に配慮しながら、活用を推進する。
- III 他の里見氏城跡と連携した活用を目指す。
- IV 学術調査で得られた成果を広く発信していく。

第2節 活用の方法

1 学校教育における活用

史跡周辺には市立小中学校が所在している。市では、「南房総市への誇りと強い思い」を育てるため、総合的な学習の時間や特別活動を中心に、各教科を関連させながら地域を学ぶ南房総学¹⁾を展開している。当事業は、地域の自然や産業、そして伝統文化を学び、体験する中で「南房総市に残っても、離れても、どこに行っても支えとなる故郷への思い」を持つ子どもの育成を進めている。このカリキュラムの一環として学芸員を派遣して、史跡の見学や地元の歴史を学ぶ出前授業を行っていく。また、教職員に対しても史跡の価値を周知していくことで、授業に活かしてもらおう取組みを図る。

註1) 過去に行われた南房総学の中で、学芸員を派遣した授業としては、「地元の歴史を知ろう」で地元の文化財に関する授業と実地見学を行った。

2 社会教育における活用

地元住民をはじめとした市民に、史跡の周知を図り、認識してもらうことが必要不可欠である。

そのための取組みとして、定期的な情報発信を行いながら、加えて現地を訪れてもらえるような事業を推進していく。情報発信としては、広報みなみぼうそうでの記事の掲載や、市のホームページでの更新など整備事業の状況を誰でも知ることができるような事業である。こうした情報発信を行いながら、講演会の実施や現地見学などでさらに史跡への関心を高めてもらうイベントを開催していく。

事業にあたっては、文化財部局単体の事業だけでなく、公民館や図書館との連携や、庁内の関係部局との事業展開を図る。社会教育においては、不特定多数の人達が対象となるため要望に合わせた説明ガイドや出前講座を実施していく。

史跡近隣には、社会・学習の機会を提供する生涯学習機能と健康づくりを推進する保健福祉機能を備えた、とみうら元気倶楽部が所在するなど既存施設を利用した活用も見込まれる。

3 地域における活用

土地所有者をはじめとした地元市民に対して、要望があれば講座を行い、関心を深めてもらうことで、市民による自主的な史跡の活用を推進していく。取組みを通して、まちづくりや地域のアイデンティティづくりの契機としたい。

曲輪跡がビワやソテツ栽培に利用されてきたことで、地場産業と共存してきた。城跡の情報発信をすることで、富浦地区以外の人々に地場産業について知ってもらう機会が生まれる。地元市民に、生活や歴史について誇りを持ってもらえるような取組みを図りたい。

4 広域における活用

岡本城のみの活用ではなく、併せて国史跡に指定された稲村城跡が所在する館山市をはじめとした里見氏城跡所在市町村や県と連携していく。中世当時に里見氏が治めた地域で一体的な事業を行うことで、より広域な地域での活用が見込まれる。具体的な事業としてはシンポジウムの開催などが想定される。

5 観光における活用

史跡周辺の観光資源及び指定文化財は第 22 図 (p. 73 参照) のとおりである。近隣には J R 富浦駅や富津館山道路富浦 I C があり、自家用車やバス、そして鉄道からのアクセスが良い立地である。地元だけではなく幅広い層に活用されることが見込まれる。

史跡目的の来訪者に対しては、理解を深められるよう説明板・案内板の設置やパンフレットの配布などの情報提供を行う。また、史跡周辺の「里見義頼の墓」(市指定有形文化財(彫刻))と「青岳尼供養塔」(市指定有形文化財(建造物))など城下全体の関連文化財群を活用した散策ルートを作成する。

また、『南総里見八犬伝』の旧跡を巡る来訪者に対しては、物語と史実の両方を理解してもらえるように努める。

駅や道の駅等で、案内板の設置やポスターの掲示をするなど観光部局と協力し、他の観光資源と併せた事業を実施することで史跡へ来訪する層を拡大する。

しかし観光面の拡大を図るだけでなく史跡保護とのバランスを考え、観光としての活用方法は十分な検討が必要である。また、民有地も多いことから史跡の活用と併せて史跡へ入る際のルール等の作成・周知が必要である。

6 研究における活用

大学など研究機関が、研究対象として活用を希望する場合には、より良い調査成果が得られるよう、市が協力して調査を実施する。調査によって得られた知見は、1～5の活用方法を利用しながら広く公開をしていく。

史跡保護との調和を図るため、調査内容は十分な検討が必要である。

7 整備事業における活用

整備事業を実施していくにあたっては、その過程を可能な限り市民に公開できるように考慮していく。また、市民が参加できる整備事業については、安全性を確保したうえで史跡を実感・体感してもらうため参加者を募り実施する。

8 短期的整備における活用

公有地面積が狭小であるため、短期間での大規模なハード整備は困難であると思われる。短期的には、上記1～7の内容について推進し、史跡について定期的に情報提供することで史跡の周知を図る。短期的な活用拠点となるのは、里見公園が所在している主郭部となる。主郭部は、東京湾を望む眺望が確保できるため、海城としての性格を周知するのに適している。

また、同じく東京湾の眺望を生かした活用が見込まれる宮ノ台地区は、想定海岸線の明示をした説明板の設置など城郭自体と港部分の情報提供が可能である。

上記の短期的な活用が見込まれる地区を中心に、次章のとおり整備事業を優先的に実施していく。



ビワは、市のイメージキャラクター「みなたん」が左手に持っている市の特産物である。



写真11 過去に実施した史跡を活用した事業（左：文化財イベント、右：出前授業）



めっけだぁ!!おらがの文化財 22

～南房総市内の文化財を紹介しす～

問 教育委員会生涯学習課 ☎46-2963



広報みなみぼうそう6月号
平成30年6月14日発行

くにしせきさとししりあにわかるとじゆあに 国史跡里見氏城跡岡本城跡

岡本城跡は、富浦町豊岡・原岡に所在する中世の城郭です。戦国大名の里見義頼(？～1587)が居城していました。東京湾にせり出した標高約60mの丘陵全体を城郭としており、東西約600m、南北約300mに地上遺構が広がっています。

房総半島における戦国時代末期の城の中でも、大規模で構造が複雑とされています。また東京湾に面して立地し、城内に港を有することは、水軍を擁していた里見氏の性格を表しています。房総半島における中世山城の構造の特徴や、その変遷を知るうえで重要な史跡であることから、館山市の稲村城跡と併せて「里見氏城跡」として平成24年度に国史跡に指定されました。

市では岡本城跡に関する保存整備事業を進めています。

岡本城跡の概要については、この連載の①号で紹介しています。

史跡里見氏城跡岡本城跡の事業

史跡里見氏城跡岡本城跡については、平成26年度から学識経験者と地元市民代表で構成された保存管理計画策定委員会を設置し、「保存活用計画書」の策定を目指しています。

保存活用計画とは、関係者の間で対象とする史跡の本質的価値を確認・共有し、現状の課題を洗い出すことにより、それらを克服・改善するとともに、史跡等の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けて基本方針を明示するために策定します。つまり岡本城跡にどのような価値があるか、今後どのように保存・活用・整備していくかを行政・関係機関・そして土地所有者をはじめとする地元と共有するためのルールブックとなります。今年度中の策定を目指して委員会で審議をしています。

城の構造が現在まで残されているのは、地元の方々が城に関する伝承を語り継ぎながら、開発等で遺構を壊さなかったためです。地元と情報を共有しながら事業を進めていきます。

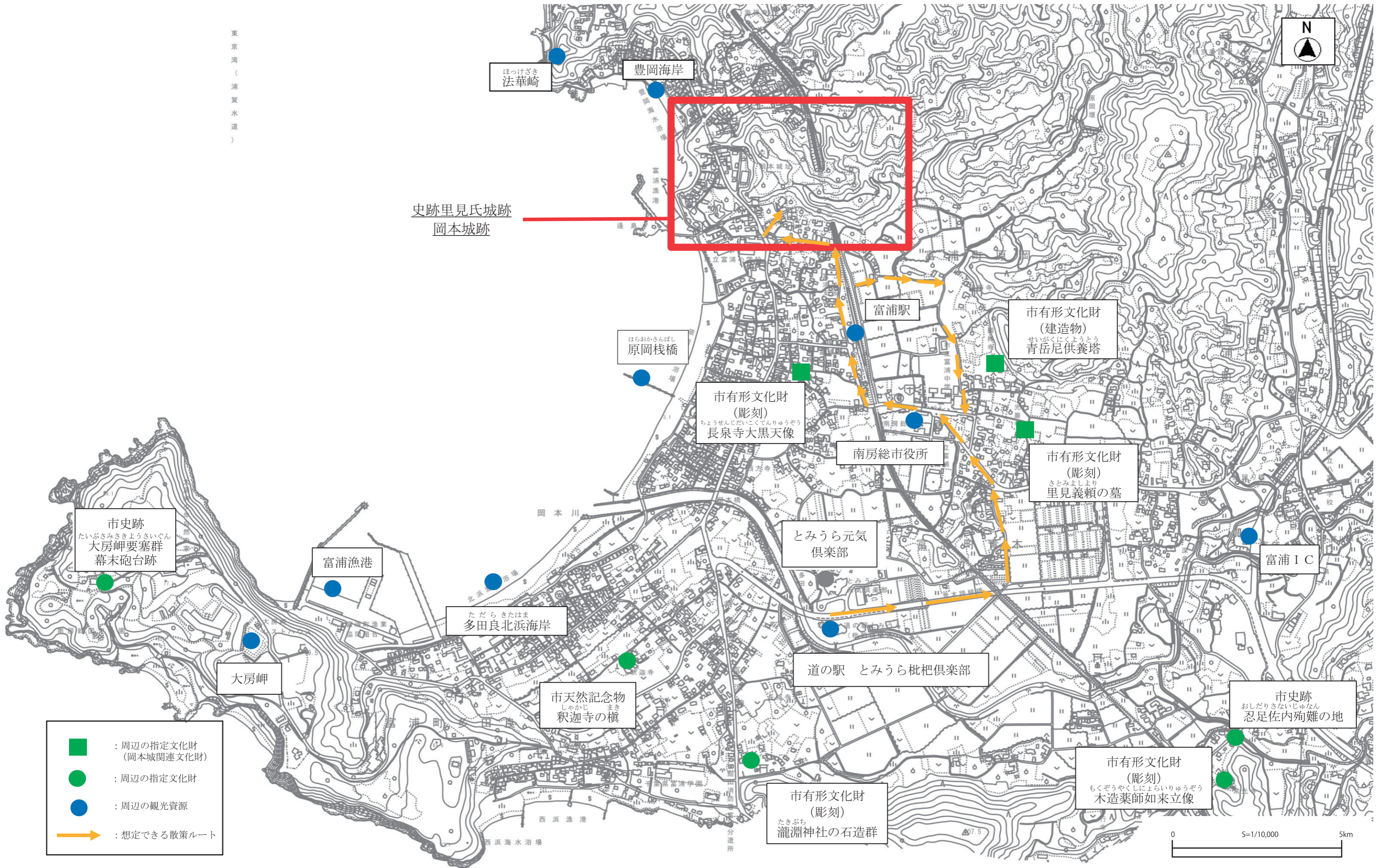


保存活用計画策定委員会のようす

史跡里見氏城跡岡本城跡に関することは、生涯学習課へお問い合わせください。

発行 南房総市 〒299-2492
千葉県南房総市富浦町吉木28番地

第21図 過去に広報みなみぼうそうに掲載した記事



第 2 2 図 史跡周辺の観光資源及び指定文化財

第8章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

第6章及び第7章で定めた、史跡の保存管理や活用を実施していくための整備基本方針を、下記のとおりとする。

<整備基本方針>

- I 史跡の保存及び活用のために遺構の保存を図りながら、整備を行う。
- II 来訪者に、史跡の価値がわかりやすい整備を目指す。
- III 公開区域を設定することで、現代の産業と併存していく整備を行う。
- IV 発掘調査など研究成果を生かした整備を行う。

第2節 整備の方法

1 整備の方法

史跡の整備については、次項からのとおり保存のための整備と活用のための整備に区分される。

具体的な整備内容や対象とする範囲やスケジュールについては、本保存活用計画に基づいて策定する整備基本計画で詳細に決定することとし、ここでは整備の基本的な方法や方向性を示す。

整備は、各種調査で得られた知見を元にして行われることとする。史跡内の発掘調査をはじめとして、レーザー測量による地形測量や地中レーダー探査等の非破壊調査、城下を含めた史資料調査など、より史跡の本質的価値を明らかにするための調査を計画的に実施していく。

具体的な整備事業にあたっては、文化庁及び千葉県教育委員会、整備検討委員会（仮称）に指導・助言を得て行う。また、国史跡里見氏城跡稲村城跡所在の館山市をオブザーバーとして必要な場合に助言を得ることとする。

2 保存のための整備

現在の利用状況が継続すれば、曲輪などは良好に保全されると思われるが、一方では、堀切や切岸といった地上遺構については崩落の恐れがある。今後将来にわたって遺構を良好に保全することを目指すため、定期的な巡回をして影響を及ぼす範囲と諸問題を把握し、遺構の保全を保ちながら適切な保存対策を講じていく。

保存のための整備は下記の項目が上げられる。

- 史跡標柱の設置
- 史跡範囲の明示
- 地上遺構の崩落防止

3 活用のための整備

史跡の重要性をさらに周知し、来訪者が安全に見学でき、歴史を体感・実感できるような活用のための整備を行っていく。

活用のための整備は下記の項目が上げられる。

- 伐採による景観改善
- 安全対策
- 見学路の設置
- 説明板・案内板の設置
- 遺構表示（平面表示・立体表示）
- 便益施設の設置
- デジタル技術を応用した整備

第3節 整備の方針

史跡の全体的な整備には長期間を要することから、整備事業を短期的整備／中長期的整備に分けて、段階的に行っていく。

整備事業を進めるなかで、土地所有者との合意形成や協力が得られ、条件が整った土地については公有化を進める。公有化が完了した土地は、遺構の重要性や保存すべき優先度を考慮して、短期的／長期的整備に整理し、事業に取り組んでいくこととする。

1 短期的整備

おおむね5か年目までに実施する整備を示す。

「聖山1」・「宮ノ台」地区を中心に、整備計画の策定に先行・並行して、暫定的な案内表示や見学路整備など簡易な整備から順次進めていく。

<保存のための整備>

- 史跡標柱の設置
 - ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、名称や指定年月日を明示する。
- 史跡範囲の明示
 - ・現地において史跡指定範囲が認識できるよう、土地所有者の協力を得て順次、境界標等の設置を行う。
- 地上遺構の崩落防止
 - ・地上遺構の保全のため、定期的に巡回し、毀損の恐れがある範囲の把握に努める。そのうえで、崩落が生じた場合は、遺構保護と防災・安全の両方の観点から、復旧し対策工事を施す。

<活用のための整備>

- 伐採による景観改善
 - ・眺望を妨げている樹木を段階的に伐採、除草する。
 - ・地上遺構を見通せるように、樹木や草木の伐採、除草を検討する。

○安全対策

- ・見学するうえで危険がある地点に、注意喚起を施す。

○見学路の維持管理

- ・見学路にウッドチップ舗装等を施し、来訪者の通行の安全性を確保する。

○説明板・案内板の設置

- ・優先的に整備する地区に、来訪者が史跡の理解を深められるような説明板・案内板を統一したサインで設置する。

○便益施設の設置

- ・ガイダンス施設の設置箇所について検討する。
- ・便益施設やその他必要な施設の設置を検討する。

2 中長期的整備

おおむね6か年目～20か年目に実施する整備を示す。

<保存のための整備>

○史跡範囲の明示

- ・現地において史跡指定範囲が認識できるよう、土地所有者の協力を得て順次、境界標等の設置を行う。

○地上遺構の崩落防止

- ・地上遺構の保全のため、定期的に巡回し、毀損の恐れがある範囲の把握に努める。そのうえで、崩落が生じた場合は、防災・安全の観点から、復旧し対策工事を施す。

<活用のための整備>

○伐採による景観改善

- ・眺望を妨げている樹木を段階的に伐採・除草する。
- ・地上遺構を見通せるよう樹木や草木の伐採・除草を行う。

○安全対策

- ・見学するうえで危険がある地点に、注意喚起を施す。
- ・転落の恐れがある遺構は、安全柵の設置や低木の植栽によって注意喚起・安全対策を施し、来訪者の安全性を確保する。

○見学路の維持管理

- ・見学路にかかっている樹木や草木を伐採・剪定し、来訪者の通行の安全を確保する。
- ・農道は、土地所有者の協力を得て、来訪者の安全対策を検討する。
- ・見学路にウッドチップ舗装等を施し、来訪者の通行の安全性を確保する。
- ・見学動線に合わせて見学路を設定し、来訪者の通行のために整備する。
- ・駅や道の駅などからの見学動線を設定し、整備する。
- ・関連文化財群を含めた史跡一帯の見学動線を設定し、整備する。

○説明板・案内板の設置

- ・優先的に整備する地区に、来訪者が史跡の理解を深められるような説明板や案内板を統一した仕様で設置する。
- ・注意喚起看板を設置し、危険箇所を明示する。
- ・駅や道の駅などからの見学動線に合わせ、案内板を設置する。
- ・関連文化財群を含めた史跡一帯の見学動線に合わせ、案内板を設置する。

○遺構表示

- ・発掘調査で得られた成果を元にして遺構復元をする。

○必要な各施設の設置

- ・活用の拠点となるガイダンス施設を設置し、情報発信をする。
- ・トイレや駐車場など必要な便益施設を設置する。
- ・防犯灯や緊急通報装置、消火栓などの防犯施設の設置を検討する。

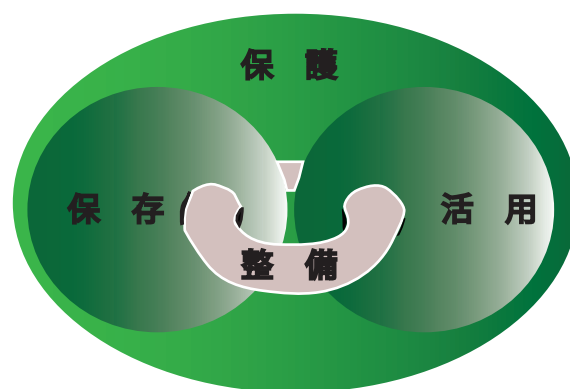
○デジタル技術を応用した整備

- ・VRやARなど新たなデジタル技術での遺構復元を検討・設置する。
- ・史跡情報を掲載したサイトへリンクしたQRコード入りの説明板や案内板の設置を検討する。
- ・Wi-Fiなどインターネット環境を整備し、観光や来訪者の利便性の向上させる。

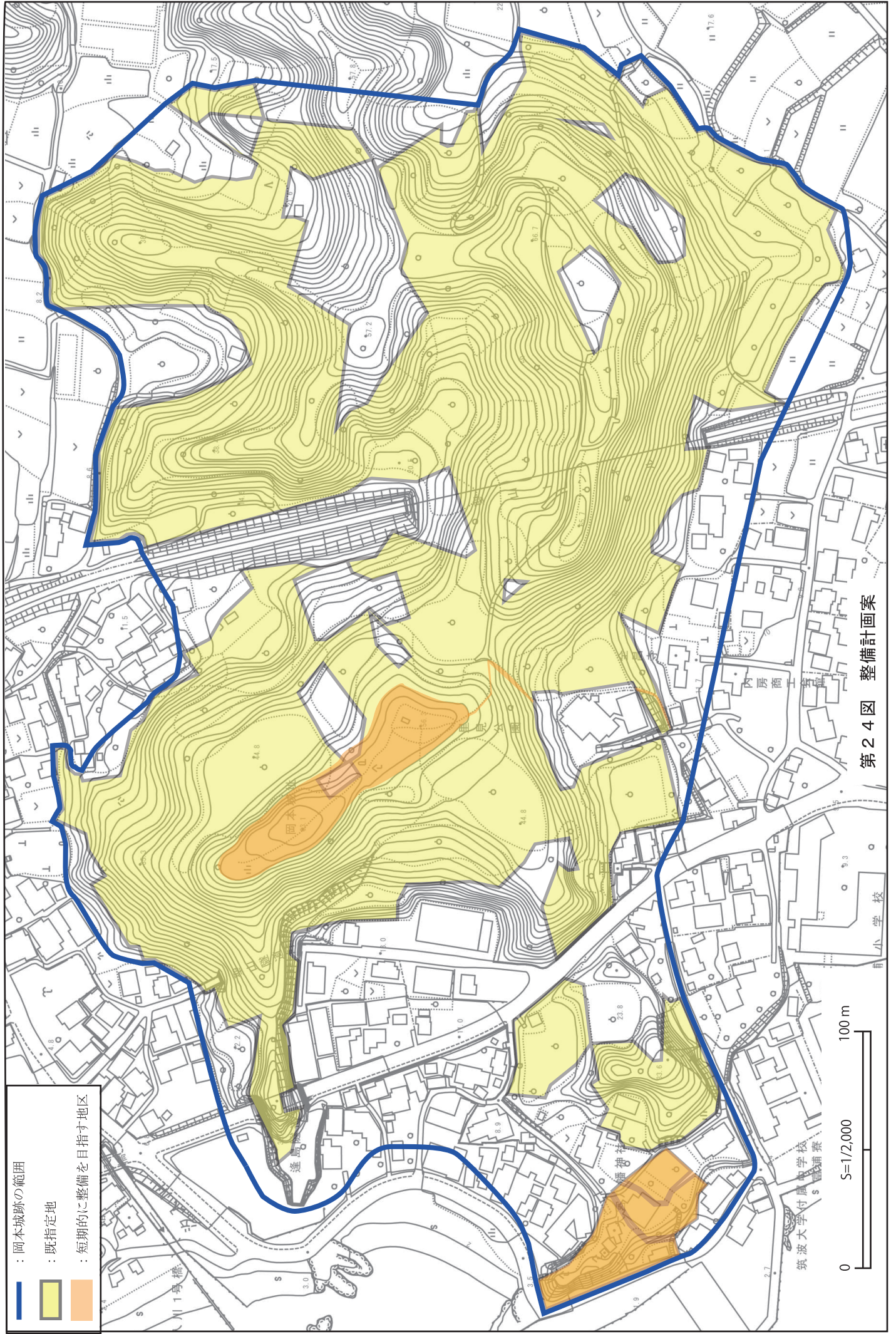
<整備のための発掘調査>

○公有化した土地の発掘調査

- ・公有化した土地を発掘調査し、得られた知見を元に、適切な整備方法を検討する。



第23図 史跡等の「保護—保存・活用—」の概念と「整備」の関係
『史跡等整備のてびき I 総説編・資料編』p.64 を模式図化



第24図 整備計画案

- : 岡本城跡の範囲
- : 既指定地
- : 短期的に整備を目指す地区

0 S=1/12,000 100 m

第9章 史跡の運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

史跡を将来にわたって保護していくために、安定した史跡保護体制が必要となる。そのため運営体制の基本方針を、下記のとおりとする。

<運営・体制の基本方針>

- I 関係機関と協議し、連携可能な体制を構築する。
- II 長期的に体制を維持できるよう人員の確保に努める。
- III 史跡の保存管理は、土地所有者が主体となって実施できるよう十分な協議を図っていく。

第2節 運営・体制の方法

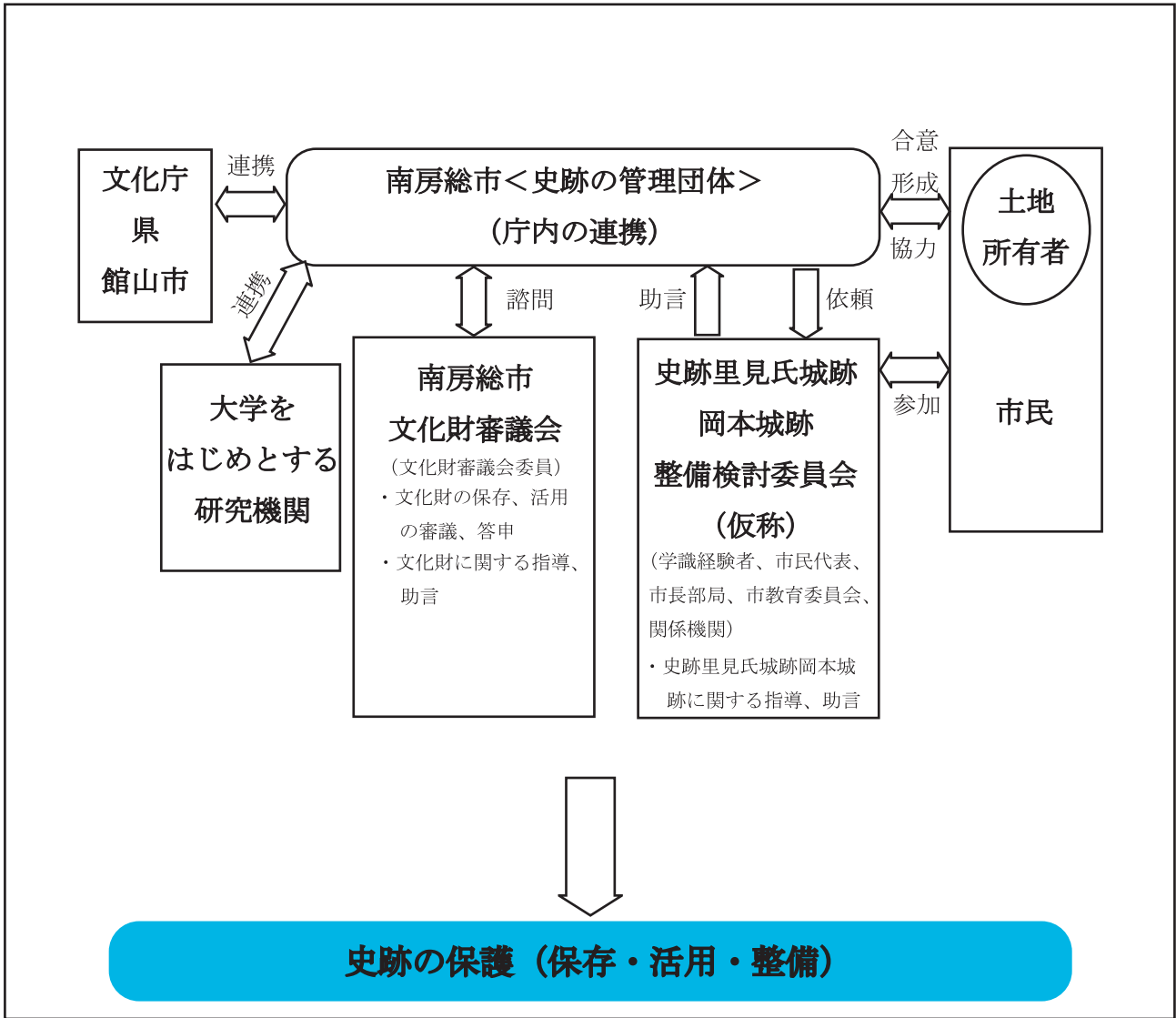
史跡の管理団体として南房総市が、適切に保存管理・活用・整備を実施していく。事業については、教育委員会生涯学習課が主管課として運営を担う。

具体的な事業については、文化庁及び千葉県、そして国史跡里見氏城跡稲村城跡所在市町村の館山市と適宜協議を図りながら、より良い史跡保護を実施していく。

庁内においては、南房総市総合計画や各種法令に照らし合わせながら、史跡に関する部局と定期的に会議の場を設け、課題等を解決できる体制を構築する。

地元が望むビジョンを取り込めるように、地元代表や地域協働との協力や連絡体制を構築する。史跡整備にあたっては、行政のみでは解決できない問題もあり、市民参加を得ながら事業を推進していく。

将来にわたっての保存管理を目指すため、長期間安定した史跡保護の体制を整える。



第25図 整備事業推進体制

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 計画期間

本計画の計画期間は令和元年から10年とする。

第2節 実施すべき施策

第6章から第9章で定めた方向性・方法について、実施すべき施策の項目を、重要性や優先度に応じて、実施期間を分けて以下に掲げる。

第3節 保存活用計画の見直し

当該計画は社会情勢、市の状況等を鑑み、適切な保護・管理等を確実とする保護体制を維持していくため、必要に応じて見直しを図っていくこととする。

第11章 経過観察

史跡の保存を図るためには、継続した事業の推進が重要である。定期的な事業点検を実施し、恒常的に事業運営が行われる必要がある。

点検すべき事業は下記のとおりである。

第13表 点検項目

点検項目	点検内容
保存	遺跡の適切な保存が保たれているか。
	定期的な史跡の巡回ができているか。
	地区区分ごとに適切に管理されているか。
	現状変更取扱基準が徹底されているか。
	各種届出は徹底されているか。
	追加指定に向けた協議が進められているか。
	公有化に向けた協議が進められているか。
	危険箇所の安全防災対策の見通しが立てられているか。
	計画的な発掘調査が進められているか。
活用	学校教育において活用されているか。
	社会教育の場として活用されているか。
	地域において活用されているか。
	観光資源として活用されているか。
	調査研究の一環で活用されているか。
	整備の成果は公開できているか。
	市の広報誌、ホームページで情報発信しているか。
	SNSで情報発信しているか。
	パンフレットを作成し、配布できているか。
	新たな媒体での情報発信ができているか。
	関連文化財群などと併せたルートを作成し、配布できているか。
	市関係部局と協力した事業が実施できているか。
里見氏城跡を有する市町村と協力した事業が実施できているか。	
整備	説明板・案内板は設置されているか。
	見学路の整備はされているか。
	ガイダンス施設の設置検討はされているか。
	植生管理はされているか。
	新たな整備手法の検討は進められているか。
	安全対策は講じられているか。
	史跡境界標が設置されているか。
整備基本計画の策定は進められているか。	
管理・運営	運営体制は構築されているか。
	整備検討委員会を設置し、助言を受けているか。
	文化庁・県と連携を図り、指導・助言を受けているか。
	市民の参加は得られているか。
	里見氏城跡を有する市町村と協力体制が確立できたか。

附 編

文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

最終改正：平成三十一年四月一日

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合において、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にならなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき百十八条及び百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(略)

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令

昭和五十年政令第二百六十七号

最終改正：平成三十一年四月一日

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会「（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）」が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第十五条第一項（法第二十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。））が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号フの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日 文部大臣 裁定

最終更新：平成三十一年三月二十九日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからルまで並びに第六条第二項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（1） 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」にまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

（2） 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二百五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第五条第四項第一号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第五条第四項第一号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第五条第四項第一号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(2) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第五条第四項第一号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一百五十五条第一項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第五条第四項第一号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第五条第四項第一号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

7 令第五条第四項第一号ト関係

(1) 「木材の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第五条第四項第一号チ関係

(1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

(2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号における許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第五条第四項第一号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第五条第四項第一号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第五条第四項第一号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

12 令第六条第二項第一条イ及びロ関係

令第六条第二項第一号イ及びロに掲げる現状変更等については、1から11までの基準を準用する。

III その他

この裁定は、平成三十一年四月一日から適用する。

用語解説

切岸（きりぎし）：山を切って造られた岸を指す。曲輪斜面を出来る限り急斜面にして敵を登らせないための防御施設である。

曲輪（くるわ）：山城の場合、山を削平し、平坦面を確保するが、この平坦面のことを指す。

兵の駐屯地的性格を有する施設で、山頂より階段状に配置される。

虎口（こぐち）：城の出入口。城への進入を防ぐための防御施設で、直進を阻止するために喰い違うように築くなど発達していく。

腰曲輪（こしくるわ）：尾根筋に階段状に配置した曲輪。山頂部への敵の進撃を阻止する障壁としての役目があった。

豎堀（たてほり）：曲輪の切岸や斜面地に豎方向に構えた空堀のことで、敵の斜面移動を封鎖している。

土橋（どぼし）：堀を掘る際に一部を掘り残して造る橋。基本的には堀を削り残して造られている。

土塁（どるい）：曲輪の縁辺部に土盛りをして防御壁とした施設。曲輪の縁辺に、曲輪を防御するために構えられた。

堀切（ほりきり）：城が築かれた尾根筋をV字状に切断したもので、遮断線として用いられた。

中井均 2016より引用

参考文献

- 大野太平 1933『房総里見氏の研究』
- 川名登 1966『里見家分限帳集成』地方史研究協議会
- 川名登 2000『すべてわかる戦国大名里見氏の歴史』国書刊行会
- 公益財団法人千葉県教育振興財団 2017『南房総市宮ノ台遺跡－一般国道127号久保トンネル改築工事に伴う埋蔵文化財調査報告書』千葉県教育振興財団
- 財団法人千葉県史料研究財団 1998『千葉県の歴史』資料編中世1 考古資料 千葉県
- 財団法人千葉県史料研究財団 2007『千葉県の歴史』通史編中世 千葉県
- 財団法人千葉県文化財センター 1986『千葉県中近世城跡研究調査報告書』第6集－佐是城跡・岡本城跡発掘調査報告－ 千葉県教育委員会
- 財団法人千葉県文化財センター 2000『千葉県埋蔵文化財分布地図（4）』－君津・夷隅・安房地区（改訂版）
- 滝川恒昭 2014『房総里見氏』（中世関東武士の研究13） 戎光祥出版
- 館山市教育委員会 2014『国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画書』
- 千葉県教育委員会 1996『千葉県所在中近世城館跡詳細分布調査報告書Ⅱ－旧上総・安房国地域－』
- 千野原靖方 1981『房総里見水軍の研究』
- 富浦町史編さん委員会 1988『富浦町史』富浦町教育委員会
- 中井均 2016『城館調査の手引き』株式会社山川出版社
- 南房総市 2018『第2次南房総市総合計画 基本構想・前期基本計画』
- 南房総市教育委員会 2008『千葉県南房総市岡本城跡確認調査報告書』
- 南房総市教育委員会 2010『千葉県南房総市岡本城跡調査報告書』
- 文化庁 2012『月刊文化財』平成24年2月号 第一法規株式会社
- 文化庁 2015『月刊文化財』平成27年2月号 第一法規株式会社
- 文化庁 2018『月刊文化財』平成30年10月号 第一法規株式会社
- 文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』
- 文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

史跡里見氏城跡 岡本城跡 保存活用計画書

発行日 令和元年12月1日

編集・発行 南房総市教育委員会生涯学習課

〒299-2592

千葉県南房総市岩糸2489番地

電話 0470-46-2963